

文化生活・教育常任委員会及び
予算特別委員会文化生活・教育分科会
議事次第

令和7年3月6日(木)
午後1時30分～
於：第4委員会室

- 1 開 会
- 2 報告事項
- 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）
- 4 付託議案（討論・採決）
- 5 審査依頼議案（適否確認）
- 6 閉 会

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

(令和7年2月府議会定例会)

(3月6日)

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
人権啓発推進室参事	安 原 正 康
文化政策室長	梅 原 和 久
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化芸術課長	駒 寄 忠 大
スポーツ振興課長	曾 我 学
文教課長	井 関 好 之
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
男女共同参画課長	里 友 宏
消費生活安全センター長	桑 谷 正 之
生活衛生課長	小 林 哲

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
管理課長	石 田 英 樹
教職員企画課長	浅 野 徹
指導部長 (高校改革推進室長事務取扱)	相 馬 直 子
学校教育課長	中 村 義 勝
特別支援教育課長	廣 田 一 幸
社会教育課長	杉 本 学
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 30名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂子坂 孝 之
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

(令和7年2月府議会定例会)

(3月13日)

【報告事項・付託議案(討論・採決)・付託請願】

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
人権啓発推進室参事	安 原 正 康
文化政策室長	梅 原 和 久
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化芸術課長	駒 寄 忠 大
男女共同参画課長	里 友 宏
消費生活安全センター長	桑 谷 正 之
生活衛生課長	小 林 哲

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
指導部長 (高校改革推進室長事務取扱)	相 馬 直 子
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 23 名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂子坂 孝 之
文化施設政策監付理事	池 邊 俊 之
文化施設政策監付企画参事	川 勝 陽 二
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

(令和7年2月府議会定例会)

(3月13日)

【所管事項（教育委員会）】

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部長理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
管理課長	石 田 英 樹
教職員企画課長	浅 野 徹
教職員人事課長	吉 岡 伴 幸
福利課長	原 田 龍 司
指導部長 (高校改革推進室長事務取扱)	相 馬 直 子
学校教育課長	中 村 義 勝
特別支援教育課長	廣 田 一 幸
高校教育課長	水 口 博 史
高校教育課参事	中 松 幸 博
ICT教育推進課長 (デジタル学習支援センター長)	小 西 良 尚
保健体育課長	井 上 哲
社会教育課長	杉 本 学
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 18 名)

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

(令和7年2月府議会定例会)

(3月14日)

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
人権啓発推進室参事	安 原 正 康
文化政策室長	梅 原 和 久
文化政策室企画参事	須 田 建 太 朗
文化政策室企画参事	津 田 聡 雄
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化生活総務課参事	萬 谷 治 子
文化芸術課長	駒 寄 忠 大
スポーツ振興課長	曾 我 学
文教課長	井 関 好 之
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
男女共同参画課長	里 友 宏
府民総合案内・相談センター長	大 石 正 子
消費生活安全センター長	桑 谷 正 之
生活衛生課長	小 林 哲

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂 子 坂 孝 之
文化施設政策監付理事	池 邊 俊 之
文化施設政策監付企画参事	笹 井 剛 満
文化施設政策監付企画参事	川 勝 陽 二
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳
文化施設政策監付参事	細 木 憲

(計 26 名)

令和7年2月府議会定例会
文化生活・教育常任委員会
報告事項
(3月6日)

(教育委員会)

- 京都府子どもの読書活動推進計画の最終案について
- 京都府公立高等学校入学者選抜制度の見直しについて
- 府立高校の再編整備の考え方について
- 府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想の策定について
- 教職員の働き方改革推進計画の策定について

令和7年2月京都府議会定例会

文化生活・教育常任委員会報告事項

教育委員会

- 1 京都府子どもの読書活動推進計画の最終案について
…別紙1
- 2 京都府公立高等学校入学者選抜制度の見直しについて
…別紙2
- 3 府立高校の再編整備の考え方について
…別紙3
- 4 府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想の策定について
…別紙4
- 5 教職員の働き方改革推進計画の策定について
…別紙5

京都府子どもの読書活動推進計画の最終案について

令和 7 年 3 月
学 校 教 育 課
社 会 教 育 課

1 改定の趣旨

- (1) 京都府では、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、「京都府子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働した施策を計画的に実施している。
- (2) こうした中、令和 5 年 3 月に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が国において閣議決定されたことから、京都府においても、その内容を参酌するとともに、府内の実情を十分に踏まえ、「京都府子どもの読書活動推進計画」を改定する。

2 改定の方針

- (1) 現計画において重視している、以下の基本的な考え方を受け継ぐ。
 - ①子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていく。
 - ②子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指す。
- (2) 国の計画改定や府内の読書活動の実状を踏まえ、推進方策の具体化及び充実を図る。

3 改定の概要

資料 1 のとおり

4 パブリックコメントの結果概要

資料 2 のとおり

5 今後の進め方（予定）

令和 7 年 3 月 府議会文化生活・教育常任委員会で最終案を報告
3 月 教育委員会において議決・策定

第四次

現状

第四次計画で目指していた不読率の解消に課題は残り、以下のような現状がある。

1 家庭における読書活動の推進

- ◆ 保護者のほぼ100%必要性が「読書が必要」と感じている。
- ◆ 読書により、思いやりの気持ちや心の豊かさが育つと考える保護者は少ない。
- ◆ 子どもが読書をしない理由として「興味がない」と考える保護者は多い。

2 学校等における読書活動の推進

- ◆ 学校図書館の蔵書のデータベース化などまだ進んでいない地域や学校があり、学校図書館のDX化が望まれる。
- ◆ 小・中学校の学校司書の配置は70%という状況であり、引き続き課題がある。
- ◆ 学校図書館図書標準を満たしている小学校が55%、中学校37%という状況であり、課題は大きい。

3 地域社会における読書活動の推進

- ◆ 幼・こ・小・中のおよそ半数以上は府立図書館や市町図書館を利用している。
- ◆ 利用しない理由としては、「興味がないから」が多く、「自宅から遠いため」もそれに次ぐ。
- ◆ 図書館では、来館者を増やすための様々な取組を工夫している。

4 効果的な読書活動の推進

- ◆ 関係機関等との連携・協力と取組を推進してきた。

「読書は好きですか」 (%)
令和5年度全国学力・学習状況調査質問調査から



第五次

1 家庭における読書活動の推進

- 家庭において本を身近に感じ、保護者も一緒により手軽に読書に親しんでもらえるようリーフレットなどを活用する。
- 乳幼児期から子どもが自ら本に親しみ、読書を楽しめるよう、子どもの意見を反映した図書リストを作成し、情報提供や啓発に努める。

2 学校等における読書活動の推進

- 学校図書館のDX化の視点として蔵書のデータベース化について引き続き示す。また、電子書籍については、学校独自でそろえるというより、地域の図書館とつながるイメージで捉える。紙か電子かという二項対立ではなく、読み手として必要に応じて選択が可能な環境をつくる必要があると示す。特に多様な子どもの読書活動の支援においては、大事な読書のツールとなり得ることを示す。

- 司書の配置について引き続き必要性を示しながら、司書教諭の育成にも取り組んでいることを示す。

- 図書資料については、特に蔵書数を増やすだけでなく、探究的な学習に活用できる資料の整備や廃棄を含め精選が必要なこと、また、新聞の複数配置についての整備(*)のための支援を示す。

*「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえて

3 地域社会における読書活動の推進

- 多様な子どもたちや家庭環境がある中で、読書の親しみ方をもっと知ってもらうため、電子書籍の整備活用や読み聞かせ会などの本に触れる機会の充実・気運の醸成などの啓発を続ける。

4 効果的な読書活動の推進

- 全ての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定が進むよう努める。
- 「京都府子ども読書活動推進会議」を設置し、情報交換や意見聴取に努める。



文部科学省
「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
【基本的方針】

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子ども視点に立った読書活動の推進

【資料2】

パブリックコメントの結果概要

(京都府子どもの読書活動推進計画(第五次推進計画)中間案)

- 1 実施期間 令和6年12月17日(月)～令和7年1月10日(金)
- 2 送付先 (配架先含む) 各公立保育園・こども園・幼稚園、各市町(組合)立小学校・中学校・義務教育学校、府立高等学校、府立特別支援学校、各教育局、各市町(組合)教育委員会、ボランティア等関係団体、府総合教育センター(北部研修所含む)、府立図書館、各郷土資料館(2ヶ所)、市町村立図書館(54ヶ所)、府政情報センター、各広域振興局(11ヶ所)、府税事務所、府立京都学・歴史館、消費生活安全センター
計 661 か所
- 3 掲出先 京都府、京都府教育委員会ホームページ
- 4 提出方法 E-mail、ファックス、郵便
- 5 意見件数 26 件(内訳) E-mail 12 件、ファックス 14 件、郵便 0 件
- 6 主な意見とこれに対する府の考え方(抜粋)

項目	意見の要旨	対応	京都府の考え方(最終案)
総論	「努力目標」は守らなくていいものと捉えられる可能性があるため「目標」でいいのではないか。	修正なし	「目標」とすると、数値目標をイメージしがちであり、読書活動推進にはそぐわないと考え、あえて「努力」としていません。
学校司書の配置について	特別支援学校だけ数値がない。特別支援学校における配置状況について、現状をどのように考えているのか。	加筆修正	特別支援学校における数値を追記します。特別支援学校における学校司書の配置状況については、課題である一方で、まずは学校における読書活動推進計画の作成や、教育課程における読書活動の位置付けの明確化等が重要だと考えています。引き続き課題を整理し、学校における計画的な読書活動推進に向けて呼びかけをしていきます。
学校司書の配置について	小・中学生の読書の取組に関し、学校司書が大きな役割を果たすと考えられるが、常駐でなかったり、アルバイトであったりという状況である。身分保障が必要である。	修正なし	学校司書について、適切な配置を各自治体に呼びかけるとともに、司書教諭の資格取得の事業にも取り組んでいるところです。

<p>第四次期間 中の成果と 課題 (特別支援 学校)</p>	<p>一定書かれているが、特別支援学校における読書バリアフリーの推進や図書教材へのアクセシビリティの保障の視点等をより多く取り上げるべきではないか。</p>	<p>加筆修正</p>	<p>読書バリアフリー法については「第4章2 学校等における読書活動の推進 エ 特別支援学校における取組」で触れているところです。 ここでは現在取り組んでいるLLブックや大活字本、配架の工夫等について具体的に上げる形で追記をします。</p>
<p>第四次期間 中の成果と 課題 (地域)</p>	<p>「幼稚園・こども園の保護者の電子書籍活用率が5%と低い結果…」とあるが、どういう場面で電子書籍がふさわしいのかが抜けているのではないか。5%が低いなら、何%を望んでいるのか。</p>	<p>修正なし</p>	<p>御意見のとおり、電子書籍啓発については、電子書籍の良さだけでなく紙媒体の良さも併せて伝えていくことが必要と考えており、続きの文章にその旨を記載しています。 電子書籍も紙媒体もそれぞれ長所があり、電子書籍活用の目標値は設定しませんが、アンケートで「図書館に行きにくい」と答える幼稚園・こども園の保護者が21%いる状況から、電子書籍の活用がさらに広がることにより、本に親しむ機会の醸成に繋がれば良いと考えています。</p>
<p>母語を日本 語としない 子どもへの 対応</p>	<p>外国語で書かれた本の情報が当事者に届いていないため、何かしらの方法が工夫されるとよい。</p>	<p>修正なし</p>	<p>本計画の、第4章2(2)ウの「母語を日本語としない児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が楽しむためにも、ICT機器の利点を活かして、積極的に活用することもこれからは重要」や、第4章3(1)の「日本語を母語としない子ども・保護者へのサービスの充実」と記載した内容と関連させた取組等を進めていきます。</p>
<p>学校図書館 の機能</p>	<p>○心の居場所としての機能を求めるのは役割が違う。保健室や教育相談の領域。 ○そのための常駐の司書の配置と司書に対する情報関係や教育相談の研修、司書に対する情報機器の権限緩和等が必要。</p>	<p>修正なし</p>	<p>平成21年3月「子どもの読書サポーターズ会議」「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」において、学校図書館の役割として、「読書センター」「学習センター」「情報センター」に加え、「その他の機能」として「子どもたちの『居場所』の提供」が示されていることを根拠に、第三次推進計画からこのように記載しています。特別な研修を必要とする状況は想定していませんが、内容について正しく伝わるように周知を図り、「心の居場所」の提供に向けて具体的に必要な取組について研究していきます。</p>
<p>努力目標 (家庭)</p>	<p>「親子」でなくても、育てている「保護者」でもよいのではないか。</p>	<p>加筆修正</p>	<p>「保護者」と「親」の表記を統一する観点から、「親子」の表記を「保護者と子ども」に修正します。ただし、取組名や用語の解説では、「親子」標記のものもあります。</p>

京都府子どもの読書活動推進計画 (第五次推進計画)

(最終案)

～様々なつながりの中で自ら読書する子ども～

令和7年3月
京都府教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 第五次推進計画策定の趣旨	3
第2章 第四次推進計画期間における成果と課題	
1 第四次推進計画期間における施策	4
2 第四次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題	5
(1) 家庭における読書活動の推進	5
(2) 学校等における読書活動の推進	7
(3) 地域社会における読書活動の推進	10
(4) 効果的な読書活動の推進	11
第3章 第五次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況	
1 推進計画の基本的な考え方	13
2 子どもの読書の状況	13
3 京都府の役割	
(1) 家庭における読書活動の推進	14
(2) 学校等における読書活動の推進	14
(3) 地域社会における読書活動の推進	14
(4) 効果的な読書活動の推進	14
4 第五次推進計画の期間	14
第4章 努力目標と具体的な推進方策	
1 家庭における読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	15
(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援	16
ア 読書活動への理解の促進	16
イ 学校・地域との連携	16

2	学校等における読書活動の推進	
(1)	学校等の役割と取組	18
ア	読書活動の推進における学校等の役割	18
イ	幼稚園・保育所・認定こども園における取組	19
ウ	小・中・高等学校における取組	20
エ	特別支援学校における取組	21
オ	教職員の推進体制	22
(2)	学校図書館の役割と取組	22
ア	学校図書館の役割と取組	22
イ	学校図書館の図書資料の充実	23
ウ	学校図書館の情報化	24
エ	学校図書館の開館	25
オ	余裕教室等の活用	25
3	地域社会における読書活動の推進	
(1)	図書館等の役割と取組	26
ア	市町村立図書館等の役割と取組	26
イ	府立図書館の役割と取組	27
(2)	民間団体等の役割	28
4	効果的な読書活動の推進	
(1)	関係機関等の連携・協力	29
(2)	啓発・広報の推進	29
ア	啓発・情報提供	29
イ	「子ども読書の日」を中心とした取組の推進	30
ウ	「古典の日」を中心とした取組の推進	30
(3)	推進体制の整備	31
※	用語の解説	32
	【資料】	
◆	学校図書館に関する法律【抜粋】	
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	35
	「学校図書館法」	37
	「図書館法」	38
	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」	39
◆	学校図書館の基本的機能の充実	40
◆	学校図書館運営チェックリスト	44
◆	〔学校図書館図書標準〕 「算定早見表」	46
◆	小・中・義務教育学校「読書活動推進計画」＜参考例＞	47

はじめに

子どもは空想の天才です。大人の膝の上で物語を聞きながら、大人の予測もしない言葉が飛び出たり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくことになります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとこまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。勉強や遊びに忙しいですが、友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子ども、外国の物語に魅せられる子ども、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。

中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり、向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。教職員や保護者等の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子どももいます。学習や部活動で忙しいですが、人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。



高等学校期は、自分の興味や関心が一層明瞭な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来について真剣に考えるときです。学習やスポーツ、文化活動に費やす時間が多い時期ですが、読書を自分の将来設計にどう生かすかは重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の書となる本に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。



このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してくると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。最近の社会状況を見てみると、インターネットやスマートフォン、SNSや動画サイトの急激な普及により、その使用法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会全体で生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。



第1章 第五次推進計画策定の趣旨

読書活動は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）が、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。））であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

京都府では、推進法第9条第1項の規定により、平成16年3月、「京都府子どもの読書活動推進計画」（「第一次推進計画」）を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。平成22年1月には、第二次推進計画、平成27年1月には第三次推進計画、令和2年3月には第四次推進計画を策定してきました。

国においては、子どもの読書活動を推進するため、以下のような様々な取組がなされてきました。

- ・平成11年8月 子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決議する。
- ・平成13年12月 推進法が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」に定められる。
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成17年7月 「文字・活字文化振興法」が成立する。
- ・平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成20年6月 「図書館法」が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、都道府県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努めることなどが盛り込まれる。
- ・平成20年6月 「国民読書年に関する決議」により平成22年が「国民読書年」と定められる。
- ・平成25年5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成26年6月 「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めることが定められる。
- ・平成30年4月 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行される。
- ・令和5年3月 第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。

これらの諸情勢の変化を踏まえ京都府では、第四次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、「京都府子どもの読書活動推進計画（第五次推進計画）」（以下「第五次推進計画」という。）を策定します。

第2章 第四次推進計画期間における成果と課題

1 第四次推進計画期間における施策

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭・学校・地域三者の連携・協働のもと地域社会全体で子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

◆「子ども読書本のしおりコンテスト」の実施(平成24年度～)
令和6年度・・・応募数5,049点

- ◆京の子ども「ブックワールド」作成・配布(平成16年度～)
- ◆推薦図書「京の子ども110選」作成・配布(平成17年度～)
- ◆親と子の言葉の栞(しおり)作成・配布(平成21年度～)
- ◆「本は友だち?!」作成・配布(令和2年～)
- ◆乳幼児向け図書リスト作成・配布(令和6年～)

◆教育局別子どもの読書活動推進の取組(令和2年度～)



【乙訓教育局】



【山城教育局】



【南丹教育局】



【中丹教育局】



【丹後教育局】

- 【乙訓教育局】 令和6年度乙訓親まなびフォーラム
- 【山城教育局】 令和6年度山城地方「子どもと本をつなぐ」地域連携会議
- 【南丹教育局】 令和6年度なんたん子育てフォーラム
- 【中丹教育局】 令和6年度地域の子育て指導者研修会
- 【丹後教育局】 6年生による読み聞かせ会

◆学校図書館司書教諭養成事業

- ・講習会への派遣（平成16年度～）
 - ・令和4年度～令和6年度で計延べ88名受講、7名が司書教諭資格を取得
- ※令和2・3年度は講習会が中止

◆古典の日の取組

◆ホームページ（※1）の充実（平成29年度～）

- ・学校図書館運営チェックリスト
- ・学校図書館図書標準・廃棄基準資料
- ・学校図書館の取組事例 等

◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取

◆府立図書館の取組

- ・貸出文庫（昭和57年度～）
- ・機関貸出（昭和58年度～）
- ・連絡協力車の毎週運行（平成13年度～
平成29年度～連絡協力車の運行を週1回から週2回に倍増）
- ・京都府図書館総合目録ネットワークの実施（平成13年度～）
- ・取寄せ申込みeサービス（平成18年度～）
- ・学校支援セット貸出（※2）（平成20年度～）
- ・電子書籍・オーディオブックサービス（令和4年度～）

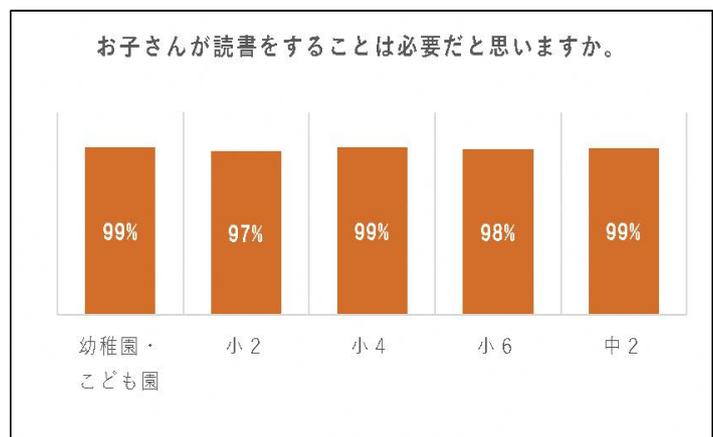


【学校支援セット】

2 第四次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

ア 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための啓発令和5年度京都府内の幼稚園・こども園児、小・中学生の保護者1,037人に行ったアンケートの「お子さんが読書をすることは必要だと思いますか」という質問に対して、「必要である」と答えた保護者の



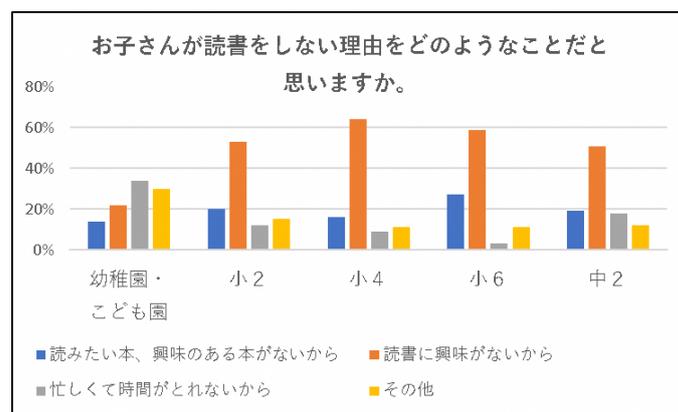
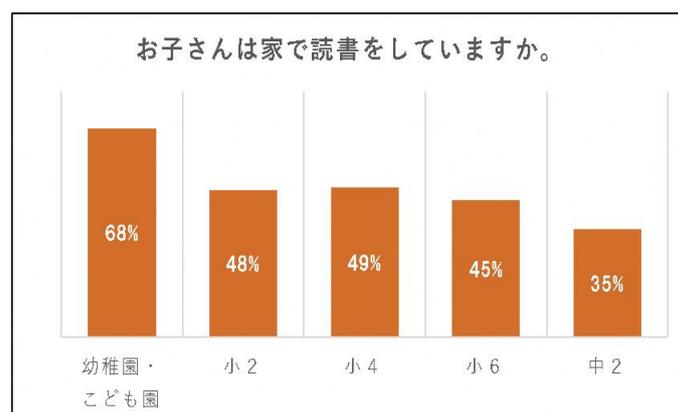
割合がほぼ 100%と高いことから、依然として読書に対する保護者の意識が高いことが伺われました。

京都府では「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施するなど、家庭・学校・地域において子どもの積極的な読書意欲を高める取組をしています。京都府内の保育所（園）・幼稚園・こども園・学校等から 5,000 点を超える応募があり、家庭・学校・地域において感性を磨き表現力や創造力を高める取組を実施しています。

〔課題〕 前述のアンケートにおいて、

読書を必要だと思う理由として「創造力や思考力、言語力や知識を付けて欲しい」と答えた保護者が 80~90%と多いことに対し、「思いやりの気持ちや心を豊かにする」と答えた保護者は 40%でした。また、「お子さんは家で読書をしていますか」という質問に対して「している」と答えた小・中学生の保護者の割合は 50%を下回っており、その理由として小・中学生に多いのが「読書に興味がないから」となっています。

このことから、乳幼児期から心を豊かにするような本などに出会い、五感を通して本に親しみ本を楽しみと感じる機会を多く引き出すとともに、児童生徒の成長過程においても本が身近にあり、自ら読書に臨むような声かけや雰囲気を作り出していく必要があります。



イ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するための啓発

府立図書館では、子どもから大人向けのおすすめ本や入荷した新刊図書を積極的に紹介しています。また、市町村立図書館等への年間で 4 万冊を超える書籍の貸出しの支援を行うとともに、読書活動に関する取組をホームページや SNS で情報提供しています。

さらに、府内 P T A において本を介して保護者と子どもで会話する機会を増やすなどの、読書活動の啓発に向けた事業や研修会の取組が進んでいます。

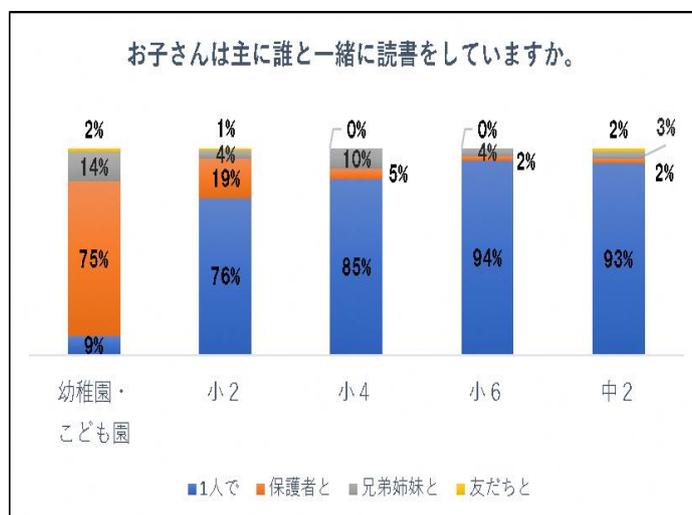
〔課題〕 先のアンケートにおいて「お子さんは主に誰と一緒に読書をしていますか」

か」という質問では、幼稚園・こども園児の 75%が主に保護者と一緒に読書をしていると答えていますが、小学2年生の場合だと 19%、それ以外の年代だと 5%以下に低下する一方、「一人で読んでいる」と答えている割合は増えており、読書の仕方に変化が見られます。

将来に向けて望ましい読書活動につながるよう、乳幼児期からの本を通じた保護者と子どもの関わりを大切にする一方、年齢が上がるとともに一人で読み出していく子どもたちに対して、保護者は見守りながら読書に導いていく必要があります。

また、PTAや京都府子どもの読書活動推進委員会の中で

は、「忙しくて子どもと一緒に読書をする時間が取れない」という意見も出されています。読書を「本を読む」だけではなく、「本を通じた会話やふれあいの中から本に親しむ」こととして読書活動につなげるような啓発も大切です。



(2) 学校等における読書活動の推進

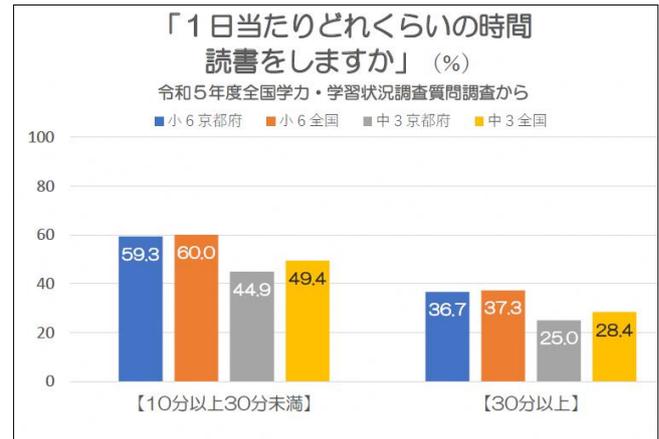
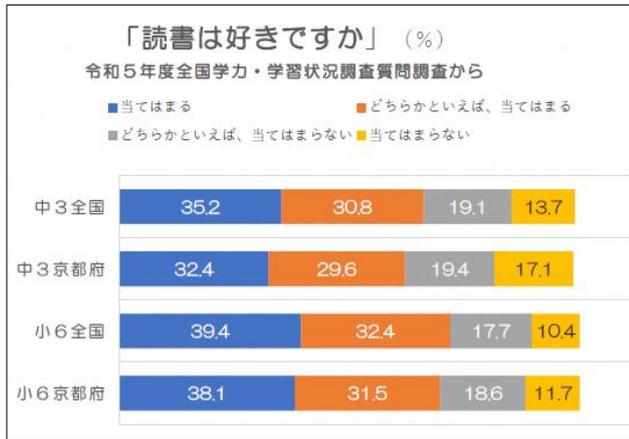
※義務教育学校は小・中学校に含みます。

ア 読書量の増加

文部科学省が行っている「全国学力・学習状況調査」（令和5年度実施）によると、小学校第6学年・中学校第3学年とも、「読書は好きですか」に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた割合は、全国平均と比べると低い状況にあります。

また、平日に読書を全くしない児童生徒の割合が全国平均と比べると高く、平日の一日の読書時間が10分以上30分未満、30分以上と回答した児童生徒の割合は、全国平均と比べるといずれも低い状況にあります。

〔課題〕児童生徒が読書の楽しさや意義を理解し、生涯に渡って読書が続けていく姿勢を身に付けられるよう、様々な機会を捉え、学校・家庭・地域社会全体の取組として読書活動を推進する必要があります。



イ 学校独自の読書活動推進計画の策定

※イ～オの数値は「令和6年度京都府小中教育課程編制及び実施状況調査」「令和6年度京都府高等学校学校図書館の現状に関する調査」による

読書活動推進計画は、小学校90%、中学校81%、高等学校56%で策定されています。特別支援学校では、小学部20%、中学部21%、高等部25%で策定されています。

〔課題〕読書活動を推進するため、全ての小・中・高等学校・特別支援学校で読書活動推進計画を策定し、児童生徒の読書環境や読書推進の中身について適宜見直しながらか活用していく必要があります。

ウ 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施

図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修は、小学校56%、中学校50%、高等学校46%で行われています。特別支援学校では、小学部7%、中学部7%、高等部8%で実施されています。

〔課題〕学校司書や司書教諭を含め全教職員の共通理解を図ることが必要であり、全ての小・中・高等学校・特別支援学校で校内研修の実施が求められます。

エ 読書活動を通して「ことばの力」を育成する取組の推進

読書感想文コンクールへの応募やポップ・しおりの作成等、読んだ本の内容をもとに感想や自分の考えを表現するなどの「ことばの力」(※3)を育成する取組は、小学校78%、中学校70%で行われています。なお、高等学校の読書感想文コンクールへの応募率は56.3%です。

特別支援学校では、児童生徒一人一人の発達段階や障害の程度、興味・関心に合わせて、ペープサートやブックトーク、ビブリオバトルなど、「ことばの力」を育成するための取組を全ての学校で取り組んでいます。

〔課題〕読書感想文に限らず、全ての教育活動で学校図書館を活用するなど、「こ

とばの力」を育成するための様々な取組を、より一層充実する必要があります。

オ 学校図書館の毎日の開館

学校図書館の開館は、小・中・高等学校・特別支援学校で100%行われており、毎日開館されている学校は小学校91%、中学校68%、高等学校95%、特別支援学校小学部93%、中学部92%、高等部92%です。

〔課題〕学校図書館は居心地のいい「心の居場所」として、また、子どもが本に触れる機会を増やす役割を果たしており、毎日の開館に向けて努める必要があります。

カ 司書教諭や学校司書等を中心とした、教職員やボランティアによる読み聞かせ、推薦図書の紹介等の実施

読み聞かせ、推薦図書の紹介、学校図書館便りの発行など様々な取組が、小・中・高等学校・特別支援学校で行われています。

〔課題〕子どもの発達段階に合わせた様々な取組が、児童生徒の読書の幅を広げたり、自ら本を手にしたりすることに結び付く必要があります。

キ 特別支援学校における言葉や本への関心を高める読書活動の推進

特別支援学校では、点字本や拡大図書、大活字本、デ
イジー図書、しかけ絵本やLLブック、1人1台端末
を生かしたデジタル図書等の多様な教材の活用や、子
どもの意欲を惹きつける配架、利用しやすい図書館環
境の工夫等を通じて、

読書活動への興味・関
心を高められるように
各校で工夫されています。また、「俳句・短
歌コンクール」や「子
ども読書本のしおりコ
ンテスト」等、様々な



【配架や広報の工夫】

コンクールに積極的に参加して受賞することなどにより、読書に対する意欲の向上につながっています。また、ICTの利活用により、子どもの発達や興味・関心に合わせた読書活動を推進することができました。

〔課題〕図書資料の充実や配架の工夫など、学校図書館の整備を一層推進し、子どもが読書に親しむ環境づくりが必要です。また、地域社会と連携協働した計画的な読書活動を教育課程に設定するなど、全ての子どもが本をとおして人や社会とつながる取組を引き続き充実させる必要があります。

(3) 地域社会における読書活動の推進

ア 図書館等における様々な取組についての啓発

府立図書館では、ホームページから府内図書館等の図書資料を検索することができる京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）（※5）及び府立図書館のホームページの更なる充実を図りました。府立図書館ホームページの年間約 130 回の更新やX（旧 Twitter）による約 270 回の投稿などにより、市町村立図書館等における取組や府立図書館のおすすめ本やイベント・展示等の情報を発信するなど、積極的な情報提供を行っています。

令和4年4月から電子書籍・オーディオブックサービスを開始し、コンテンツの紹介や利用促進について積極的な情報発信を行っています。

府民の調査研究に役立つ資料や情報を重点的に収集し提供することはもちろんのこと、K-Libnet を活用し、府内全市町村を巡回して図書を搬送する「連絡協力車」（※6）により、市町村立図書館等への貸出しに加え、各図書館等における相互貸借、学校図書館へも図書を搬送し貸出しを行うなど、府内全域に均質な図書館サービスを提供するよう努めるとともに、府民の読書活動の一層の推進を図りました。

〔課題〕府内の図書館等における読書環境の一層の充実を図るとともに、今後は子どもの視点を踏まえた取組やデジタル社会へのより一層の対応が求められています。

イ 府立図書館における市町村立図書館等や学校等と連携した子どもの読書活動の推進の支援

京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）への参加大学が増えたことにより、市町村立図書館等への大学の図書資料の取り寄せが容易になり、大学が持つ専門資料へのアクセスが向上しました。また、府内市町村立図書館等を巡回して図書を運搬する連絡協力車を週2回運行させ、市町村立図書館等への支援を充実しています。

さらに、府立学校の学校図書館から K-Libnet を利用して学校支援セット貸出や機関貸出（※7）を府立図書館へ申し込むことができる仕組みを整えており、連絡協力車を全府立学校に巡回させています。

令和5年12月には、希望する府内の小・中・高等学校、特別支援学校、義務教育学校を対象に電子書籍・オーディオブックが閲覧・視聴できる専用のIDを配付する「子どもの読書活動応援事業」を開始し、コンテンツも充実させるなど、京都府内の学校で積極的に活用できるよう取り組んでいます。

さらに、児童生徒の来館型調べ学習を積極的に受け入れるなど、探究型学習の推

進も図りました。

〔課題〕 学校支援セット貸出について、学校現場の意見やニーズを踏まえたセット内容の充実等に一層努めるとともに、子どもの読書活動応援事業に参加する学校の一層の拡大を図る必要があります。

ウ 子どもの読書活動を支援する民間団体の活動の場の提供

府内 88%の市町村において読書に関わるボランティアとの連携が図られており、地域の方々による本に親しむ機会が学校や図書館等多くの場所で提供されています。

また、京都府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体に対し図書貸出しを行う「子どもへの読書活動支援事業」や、不登校の児童生徒が読書に親しむ機会の充実を図る「不登校児童生徒読書活動支援事業」を実施し、アウトリーチの支援についても進めています。

前述のアンケートにおいて、「お子さんは地域の図書館や公民館の図書室等を利用していますか」という質問に対して「している」と答えた小学生の保護者は約50%にのぼります。「お子さんは図書館等で行われている読み聞かせ会等に参加したことがありますか」の質問に約30%の保護者が「ある」と答えており、情報は市町村のイベント情報、図書館や学校が配布するチラシから得ている状況があります。

〔課題〕 地域における子どもの読書活動を支援する取組を、企業や地域における民間団体との連携を充実しながら、さらに推進する必要があります。

前述のアンケートにおいて、読み聞かせ会等に参加したことのない保護者が約70%で、その理由として「開催情報を知らない」「興味がない」と答えていることから、特に読書をする習慣がない・読書に興味がない家庭にも情報が届くような広報を進めていく必要があります。また、幼稚園・こども園の保護者の21%が「図書館に行きにくい」と回答し、電子書籍活用率が5%となっています。保護者の多くが感じている紙媒体の本の良さや電子書籍の良さについても紹介するなど、双方の長所を生かした読書活動の推進についてより一層の啓発を行う必要があります。

(4) 効果的な読書活動の推進

ア 全ての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）に基づき、88.5%の市町村においても独自の推進計画が策定されています。（「自治体の子供読書活動推進計画の策定率について」令和6年1月22日より）

〔課題〕 今後、本計画をもとに全ての市町村で計画が策定され、読書活動の推進を図る必要があります。

イ 全ての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

令和5年8月実施の「京都府子ども読書活動推進の取組状況把握のための図書館調査」によると、府内73%の市町村立図書館等で「子ども読書の日」(※8)に関する取組が実施されています。京都府においては「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施、市町村においては学校等と連携して行う読み聞かせなどが実施され、子どもの読書活動の活性化、読書意欲の向上を図る取組が進んでいます。

〔課題〕 今後も、「子ども読書の日」をきっかけに全ての市町村においてに関連した取組が実施されるなど、京都府内全体で読書意欲のより一層の向上を図る必要があります。

第3章 第五次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況

1 推進計画の基本的な考え方

推進法第2条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第四次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視しました。第五次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

また、「文字・活字文化振興法」第3条第3項及び第8条では、学校教育において読む力、書く力及びこれらの力を基礎とする言語力の涵養に十分配慮するよう規定されています。さらに、平成23・24・25年度に改訂された学習指導要領においては、児童生徒の言語活動を充実することとされ、令和2・3・4年度改訂の学習指導要領においても言語活動の充実は引き続き提示されています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。また、語彙の広がりを始めとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。なお、その際には、発達段階や認知特性等に応じて紙とデジタルを選択できる環境づくりが大切です。

第五次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指し、読書活動を推進します。

2 子どもの読書の状況

国の第五次基本計画においては、第四次基本計画期間における課題として、小・中・高等学校、各学校段階における不読率が挙げられています。小学校1年生段階の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与える可能性があることから、乳幼児期からの読み聞かせの推進や、不読率の改善に向けて、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促したりする必要性が示されています。また、高校生の不読率が小学生、中学生に比べて高い状況が続いていることから、高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組の推進と、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実の必要性が掲げられています。

3 京都府の役割

京都府では、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことを重視し、市町村とも連携を図りながら、広域的な観点から子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援や広報・啓発、情報提供に努めるよう、本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の4項目について様々な取組例を示し家庭や学校、地域社会、市町村での具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭において子どもと一緒に読書に親しむことでその楽しさを感じ、乳幼児期から身近なところで絵本や物語に親しむことができ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

デジタル社会に対応した読書環境の整備とともに、子どもや家庭、学校と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中で活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

4 第五次推進計画の期間

第五次推進計画の期間は、令和7年度から概ね5年間とします。

第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 子どもが読書の楽しさを感じ、読書活動に親しめるよう啓発・情報提供に努めます。
- ★2 保護者が子どもと一緒に読書に親しみ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう支援に努めます。

(1) 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむための読書習慣は日常の生活を通して形成されます。

特に乳幼児期は、周りの大人と接することによって言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

そのためにも、家庭においては、乳幼児期から読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに大きな影響を与えることから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、保護者と子どもで本に親しみ読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて保護者と子どもで感じたり考えたりしたことを伝え合うことで会話が増えることは、保護者と子どもの関係を一層深める契機となります。

京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の習慣化につながるよう、また選書の参考となるよう、保護者の意見を反映した乳幼児向け図書リスト「どれにしようかな」を作成し、ホームページやリーフレット等により、情報提供をしてきました。今後さらに、子どもからの意見を反映した図書リストを作成し、家庭における選書の参考になる情報や、本について話すきっかけづくりにつながるような活用例を紹介するとともに、家庭において本に親しむ時間が増えるよう、PTAや家庭教育に係る研修会などの場において啓発や情報提供に努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの発達是多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案しながら、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもの読書意欲を高めるための取組例としては、乳幼児期からの読み聞かせや子どもと一緒に本を読むこと（家読（うちどく））、図書館・書店に子どもと出向くこと、紙媒体や電子媒体などを柔軟に選択できる環境整備に努めるなどがあり様々な工夫をしながら、子どもがまずは本に親しむきっかけを作ることが望まれます。

市町村で行われている取組例としては、読み聞かせ会やお話し会など本に親しむ活動等を通じて家族が触れ合う機会の提供や、市町村立図書館等や保健・福祉関係機関等と連携・協力して行うブックスタート（※9）の取組などがあります。

また、読書活動の充実のためには、PTA等の協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。これまでからPTAで行われている取組例としては、学年で1冊の本を各家庭へ順番に貸し出すこと、学校の教室を使った昼休みの「おはなし会」、給食時間の読み聞かせの放送などがあります。

京都府では、家庭において子どもや保護者自身が読書に親しむことができるよう、学校・図書館・民間団体等が実施している推薦図書を紹介したり、市町村が実施する読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の情報を提供するなど、子どもの読書意欲や保護者の参加を喚起するような情報提供に努めます。また、子育て中の保護者に対しては、読書の大切さを実感し読書の習慣化につながるよう、本とのふれあい方などを紹介した家庭教育資料を作成・配布し、その中で、子どもが読書活動に親しめる体験の場や好事例等の紹介などの情報提供をするなど、幼稚園・保育所・認定こども園、市町村福祉部局、市町村立図書館等と連携して、子どもが主体的に読書活動に親しむための取組に努めます。

さらに、保護者を含めた社会全体の読書活動を推進する機運を高めるため、PTA等を対象とした読書活動に関する講座の開催、府立図書館のホームページ等を通じた市町村立図書館等の取組等の情報提供に努めます。

イ 学校・地域との連携

子どもは、絵本等を見ながら身近な大人や友だちと語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。

家庭での読書習慣を身に付けるためにも、保護者のみならず子どもと関わる周囲の

大人がまずは本に親しみ、読書に関する地域や学校等の取組に関心を持ち積極的に参加することが望めます。

京都府では、子どもの読書活動啓発に関わる情報がより広く保護者を含めた地域の大人にも伝わるよう、広報活動をより一層充実させるとともに、家庭教育支援の一環として地域のボランティアやNPOなどが実施する活動を支援するなど、家庭への読書活動の啓発に努めます。

2 学校等における読書活動の推進

<努力目標>

* 司書教諭や学校司書等とは、司書教諭や学校司書、図書館担当教職員をいう。

- ★1 読み聞かせや本の紹介など読書の楽しさを伝える取組を行い、また掲示物や探究的な学習に使用できる図書を含め、子どもの意見を反映した蔵書の充実を図り、発達段階に応じた魅力ある学校図書館づくりを目指します。
- ★2 学校独自の読書推進計画の策定を目指します。
- ★3 学校図書館の毎日の開館を目指し、読書機会と心の居場所の保障を目指します。
- ★4 児童生徒に、望ましい読書習慣が形成されるよう、司書教諭や学校司書等を中心に、全教職員で読書指導や、読書活動の推進に関する校内研修の実施を目指すとともに、優秀な事例の広報に努めます。
- ★5 様々な授業で学校図書館を活用し、「ことばの力」の育成に取り組む優秀な事例の広報に努めます。
- ★6 電子書籍を含め、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。
- ★7 特別支援学校においては、一人一人の発達の段階や障害の状況に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める優秀な事例の広報に努めます。

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境をつくることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。

また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。

特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「読書に親しむこと」、「読書が自分の考えを広げたり深めたりすることに気付くこと」、「読書の意義と効用について理解すること」などが、小・中学校の指導事項として、高等学校では指導上の配慮事項として示されており、「読み聞かせ」や「事典や図鑑などから情報を得て」「文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること」なども教育活動の中で取り扱う内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、学校等における読書活動の推進に努め、小学校入学前から小・中・高等学校までを通じた学力の基盤となる「ことばの力」の育成に向けて、優秀な事例の広報に努めます。



【高等学校における探究的な学習の様子】



【小学生による本のポップ作品】

イ 幼稚園・保育所・認定こども園における取組

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の一つに「言葉による伝え合い」を挙げています。そこで「（前略）絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け（以下略）」と示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が身近な大人への愛着を基盤として安心して絵本等に親しむことができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対してことばと出会うことや絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ること、幼稚園・保育所・認定こども園での取組を子どもの姿を通して保護者と共有すること、幼稚園・保育所・認定こども園で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携することもあり、創意工夫をすることが大切です。

幼稚園・保育所・認定こども園での読書活動の推進の取組例として、絵本や物語

などは発達段階に応じた内容のものが、より一層乳幼児の興味・関心を高めることから、それらの選定をボランティアや市町村立図書館等と連携・協力して行うこと、



【幼稚園での読み聞かせの様子】

人形劇、パネルシアター(※10)、しかけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行うことがあります。

他に、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行うこと、児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、幼稚園等に出向いて読み聞かせを行うことなどがあります。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要であることを踏まえ、教職員が連携の重要性を認識できるよう、好事例の広報に努めます。

ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさや読書活動の意義と重要性について、全ての教職員が深く自覚することが必要です。教職員があらゆる機会を通じて読書の大切さを伝え、児童生徒が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、望ましい読書習慣が形成されることが期待されます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、国語科に限らず全ての教科等において本を読むこと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を充実させたりすることが重要です。そのために授業において学校図書館を活用するとともに、探究的な学習に必要な蔵書の確保が求められます。

そのような取組を進めるために、校長のリーダーシップの下、学校としての読書活動推進計画を定めた上で校内研修を実施して共通認識を図り、読書活動を組織的に推進することが必要です。小・中・高等学校で行われている取組例として、全校や学年での朗読大会や読み聞かせ（小学校高学年から低学年へ、中学生から幼児へ行う読み聞かせ等）、課題図書やテーマを決めて行う読書会や読書体験発表会、年間目標読書冊数の設定や卒業までに一定量の読書を推奨する取組、友人同士で本を薦め合ったり、読書への興味・関心を喚起したりする、ブックトーク(※11)、アニメシオン(※12)やビブリオバトル(※13)等があります。

また、児童生徒による選書(※14)や、委員会や係が行う読書週間や読書デーなど子どもの視点に立った主体的な取組もあります。他に、司書の訪問によるブックトーク、教



【選書会の様子】

職員向けの研修会の実施等、市町村立図書館等との連携により学校図書館機能の充実を図ることなどがあります。

京都府では、優秀な事例を広報しながら全ての学校で読書活動推進計画が策定されること、全ての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施、司書教諭や学校司書等を中心とした計画的な読書活動が行われることなどを引き続き目指します。

さらに、府立図書館における学校支援セット貸出の充実や調べ学習の受入等の学校支援の取組が、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成につながるように、事例の共有などをおして連携を図ります。

エ 特別支援学校における取組

読書バリアフリー法の成立を受け、特別支援学校では、多様な子どもたちが障害や発達状況に関わらず、豊かな読書活動を進められるよう選書や環境の工夫等について、研究や優秀な事例の広報等に努める必要があります。

特別支援学校で行われている取組例として、ことばや文章、本に積極的に接し、読み、書き、表現する力を高めるために、作文、標語等の各種コンクール等への応募、子どもの発達や興味・関心に合わせた読書活動の積極的な授業への導入、学部間での読書交流(高等部生徒による小学部児童等への読み聞かせ)、昼休みの時間帯における地域の読書ボランティアの読み聞かせ等を実施しています。1人1台端末を活用したデジタル図書や読書に関する発表等、ICTの効果的な活用事例があります。また、将来の社会生活に役立てるために、体験学習として、市町村立図書館等の利用(蔵書の確認や貸出の手続き)や、市町村立図書館等や府立高等学校図書館の司書によるブックトークについて、積極的に活用しています。

京都府では、障害の状況や興味・関心等、子どもの視点に立った読書活動の推進に向けて、人形劇、しかけ絵本、紙芝居、ICTを活用した読み聞かせや発表等、物語への興味・関心を喚起する効果的な実践事例の共有や、点字本や拡大本、デージー図書、デジタル図書等読書活動を支援する資料の一層の充実を図るとともに、学校独自の読書推進計画の策定を通して学校図書館の利活用や、



【大型絵本の読み聞かせの様子】



【学部間での読書交流の様子】



【ICT活用の様子】

地域社会と連携協働した読書活動等を教育課程に明確に位置付け、計画的な読書活動を行っています。また、府立図書館によるデージー図書や学校支援セット等の多様な教材の貸出、効果的な連携事例の広報を通じて、子どもの状況に応じた読書活動が推進されるよう支援します。



【ペーパーサートの様子】



【読み聞かせの様子】

オ 教職員の推進体制

読書の意義を教職員が深く自覚し指導に活かしていくには、各学校で校内研修を実施し、司書教諭や国語科教員のみならず、全教職員間で共通理解を図る必要があります。学校図書館を円滑に運営していくには、司書教諭や学校司書、学校ボランティア等の役割分担を明確にしながら、組織的・計画的な学校図書館活用が図られることが重要です。司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善も望まれます。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動と連携した支援体制の構築も有効であると考えられます。

京都府では、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、学校図書館担当教員の業務を支援するために「学校図書館運営チェックリスト」をホームページに掲載するなど、今後も学校図書館運営を支援する資料及び優秀な事例の広報に努めます。

(2) 学校図書館の役割と取組

ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられていますが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待されます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内

に「心の居場所」としての機能を充実することが重要です。

学校図書館で行われている取組例として、図書の貸出を活発にするために読んだ本の履歴を記録する「読書通帳」の発行や「本の福袋」の貸出、委員会による栞やブックカバーづくりを行うなどがあります。それ以外にも読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング(※15)等を行うなど、アイデアのある取組の実施は学校図書館の来館児童生徒数や貸出冊数を増やすには有効です。また、調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように、机の配置を工夫したりすること、インターネットを利用した検索・情報の収集や本や資料を活用して学校図書館で調べ学習を行うことなどの取組もあります。

こうした学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めることが大切です。

学校司書が行っている具体的な取組例として、学校図書館利用のオリエンテーションの実施、プレゼンテーションソフトを利用し大型スクリーンに映し出す全校での読み聞かせ、親子手作り絵本教室、配架を工夫したおすすめ本の紹介、児童生徒へのレファレンス(※16)等があります。

なお、京都府における学校司書の配置状況は、文部科学省「令和5年度公立学校



【本の紹介コーナー】

における学校司書の配置状況に関する調査」によると、府内小学校70%、中学校70%、高等学校97%、特別支援学校では小学部13%、中学部14%、高等部17%と、少しずつ配置が進んでいます。京都府では、今後さらに学校司書の配置が進むよう市町村に働きかけます。

また、文部科学省「子供の読書活動優秀実践校」の受賞校の実践などホームページ掲載の内容充実を図り、優れた取組の広報にも努めます。

イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の知的活動を促し、興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が重要です。

各市町村では、小・中学校及び義務教育学校の「学校図書館図書標準」(※17)が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、学校図書館図書標準を達成している府内の学校は、小学校で55%(全国平均71%)、中学校で37%(全国平均61%)、特別支援学校小学部で18%(全国平均15%)、中学部で18%(全国平均3%)です(令和2年度文部科学省調査)。

統計データが古いなど資料としての価値が低い図書資料は廃棄し、児童生徒のニーズも踏まえながら、計画的な選書により図書を更新する、学校図書館のレイアウトも工夫するなどして、子どもの視点に立った魅力ある図書館づくりを進めること

が大切です。

京都府では、ホームページにおいて、図書の廃棄基準等の情報を掲載していますが、更に具体的な廃棄と更新の方法等についての情報を発信していきます。

また、「第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』」(令和4年度～令和8年度)において、学校図書館への新聞の複数紙配備を、公立小学校等1校あたり2紙、公立中学校等1校あたり3紙、公立高等学校等1校あたり5紙が目安として示されています。図書資料として複数の新聞を配備している学校は、小学校で22%、中学校で35%、高等学校で92%という状況です(令和6年度京都府教育課程編制及び実施状況調査・令和6年度京都府高等学校学校図書館の現状に関する調査)。学校図書館への新聞配備を含め、図書資料のより一層の質的・量的な充実が図られるとともに、高等学校においては特に探究的な学習に利活用できる図書資料など引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。



【小学校の図書室前の新聞コーナー】

さらに、府立図書館の学校支援セット貸出や機関貸出を有効に活用することにより、学校図書館機能の一層の充実が図られるように支援します。

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすため、学校図書館のDX(※18)は重要な課題です。

学校図書館の蔵書のデータベース化(※19)は、他校の学校図書館や地域の図書館の図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等につながります。

また、GIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められたことを背景に、学校図書館を含む学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が充実しました。これにより、児童生徒の探究的な学習がより効果的に行われることが期待されます。



【カウンター業務を行う中学生】

さらに、近年、電子書籍を導入している公立図書館も増えてきており、読書の方法は、実際に本を読むだけではなく、端末などICT機器を利用したものなど、多様化しています。日本語を母語としない児童生徒や特別な支援を必要とする児童生

徒が読書を楽しむためにも、ICT機器の利点を活かして、積極的に活用することもこれからは重要となります。

学校図書館における「デジタル社会に対応した読書環境の整備」とは、決してデジタルに移行することを指すものではありません。デジタルの良さを取り込み、学校図書館の機能を高めていくことを指します。

京都府では、先進的な学校や市町村立図書館等の取組を紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で、学校における「知の拠点」となるよう情報提供等、支援に努めます。

エ 学校図書館の開館

学校図書館の積極的な活用のためには、教科の学習等で効果的に学校図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、中間休み・昼休み・放課後を中心に、毎日学校図書館が開館されることが大切です。そのために、学校司書の配置やボランティアとの一層の連携、児童生徒の委員会活動を充実することが重要です。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、長期休業期間中等においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望まれます。



【中間休みに学校図書館を利用する児童】

京都府では、地域やボランティアの協力の下、取り組まれている学校図書館の運営や環境づくりの優秀な事例について広報に努めます。

オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習等、児童生徒の多様な学習を効果的に展開するために余裕教室等を活用する可能性も考えられます。

京都府では、校内における読書スペースやコーナー、余裕教室を活用した自習室の設置例等を紹介するとともに、読書センター、学習センター、情報センターの機能の充実につながる情報提供に努めます。

3 地域社会における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 図書館等においては、全ての子どもや保護者が読書に親しめるよう、子どもの希望を踏まえた取組やデジタル社会等に対応したサービスの提供など、読書環境の充実に努めます。
- ★2 府立図書館においては、子どもの読書活動の推進のため市町村立図書館等や学校が行う取組の支援及び電子書籍などの利用促進にも努めます。
- ★3 市町村と連携して、子どもの読書活動を支援する団体等が行う読書に親しむための活動への支援に努めます。

(1) 図書館等の役割と取組

ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、急激に変化する時代において障害や日本語を母語としない子ども等の多様な背景を持つ子どもたち、また貧困等の多様な家庭環境があることに配慮しつつ、全ての子どもが豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得るなどの読書活動の恩恵を受けることができる場所です。また、子どもたちが立ち寄りやすく心地よい場所として、本に触れるきっかけが生まれる場所でもあり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

さらに、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、一定の地域を巡回し、貸出し業務を行う移動図書館の取組を行っている市町村立図書館もあります。児童室や児童コーナーをはじめ、YA（ヤングアダルト）（※20）向けコーナーを設けている市町村立図書館等も増えており、子どもが利用しやすい環境づくりが進んでいます。

また、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供や施設のバリアフリー化、障がいのある子どもやその保護者に対する読書環境



【役場内にある図書館の出張スペース】

の充実などの読書バリアフリーに向けた取組、日本語を母語としない子ども・保護者へのサービスの充実、幅広く読書のきっかけをつくるための講座や展示会、体験活動等の実施など、市町村の実情に応じて、全ての子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が実施されています。

京都府では、学年が進むにつれ家庭で読書をする割合が低下していることから、ブックスタート、読み聞かせやストーリーテリング（お話し会）の好事例や取組をSNS等も活用して紹介するとともに、府立図書館による貸出文庫（※21）や機関貸出し等を通して読書サービスの推進を図り、市町村立図書館等の利用が進むよう引き続き支援します。

イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館には、府内の図書館サービスの中核的図書館として、図書館資料・情報の総合的な活用を図り、府全体の図書館サービスの充実を目指すという重要な役割があります。

このため、市町村立図書館等と連携して府内全域に均質な図書館サービスを提供すること、子どもの読書活動の推進を図る市町村立図書館等や学校の取組を支援することが求められています。



【府立図書館】



【電子書籍・オーディオブックサービス】

そのため、府立図書館と市町村立図書館等の蔵書を一括で検索でき、連絡協力車により府内全市町村を巡回して図書を運搬する京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）を活用した学校支援セット貸出や機関貸出の利用促進、市町村立図書館等及び参加大学図書館等との相互貸借の推進、市町村立図書館等や学校への貸出文庫を活用した一括貸出し、タブレット端末やスマートフォンなどで利用することができる電子書籍・オーディオブックの提供など、図書館サービスの一層の充実を図ります。また、府内の小・中学生と高校生を対象に府立図書館の電子書籍・オーディオブックを閲覧できる専用IDを学校から配付する「子どもの読書活動応援事業」に参加する学校の拡大を図ります。

併せて、府立図書館では、市町村立図書館等の職員を対象とした研修の実施やレファレンス等の相談に応じるなど、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組の支援に努めます。

さらに、府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習等や施設見学の受入れを積極的に行うことにより、子どもの読書活動が推進されるよう支援に努めます。

京都府では、府立図書館を通して、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するよう努めます。

(2) 民間団体等の役割

子どもの読書活動を推進する民間団体・企業には、それぞれがもつ強みを生かしつつ市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。特に、子どもの読書活動を行うNPOや地域のボランティアグループ、地域住民の民間団体等は、読み聞かせやお話し会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

京都府では、市町村で実施されている「地域学校協働活動」等を通して、幅広い地域住民による活動（読み聞かせ・お話し会・学校図書館における貸出し・環境整備等の運営補助等）の場が積極的に提供されるよう支援するとともに、地域における子どもの読書活動推進に向けた情報提供などを、SNSや研修会の間等を通じて行っています。

また、府立図書館においては、京都府の支援を受けてこどもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体や京都府教育委員会認定フリースクールへの図書の貸出し、「教育支援センター」「適応指導教室」に通所する児童生徒へ市町村立図書館等と連携して図書の貸出しを行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に努めます。



【地域のボランティアグループの活動】

4 効果的な読書活動の推進

<努力目標>

市町村と連携して、次のことについて努めます。

★1 全ての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

★2 全ての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭・学校・地域社会が一体となって、社会全体で取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

市町村では、妊娠期や子どもの発達段階に応じた健康診断等において絵本の選び方や読み聞かせなど読書活動に関する内容を取り入れたり、市町村立図書館等が学校図書資料の貸出しや職員の派遣を行ったりするなど、連携した取組が行われています。

各教育局では、子どもの読書活動推進事業として、司書教諭や学校司書等を中心とした実践交流会、読書活動推進会議、PTA指導者研修会、図書館の見学等の研修会、「読書大好き！アクションプラン」、おすすめ本の紹介等、多彩な取組を行っています。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修会等を通じて関係機関・団体相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会(※22)と連携し、子どもが図書館等をより利用しやすくなるような環境づくりを行います。さらに、学校等でより積極的にボランティアとの連携が図られるよう、学校と図書館とのより一層の連携、また、地域学校協働活動の推進による学校と地域住民との連携に努めます。

(2) 啓発・広報の推進

ア 啓発・情報提供

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の情報に接し活用できるようにすることが大切です。

市町村で行われている取組例としては、テーマに沿ったブックリストの作成・紹介、学校や図書館等におけるボランティアとの連携による読み聞かせや大人の朗読会・本の修理等があります。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、様々な機会を活用して子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進めます。さらに、全ての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることをねらいとして、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定め、文部科学省による「子どもの読書活動優秀実践校」表彰等が行われるほか、各地で子どもと読書に関する催しが行われています。

また、府内市町村では、「子ども読書の日」記念行事として、お薦め本の展示やリストの作成・配布、お話し会等が実施されているなど、子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組が実施されています。

京都府では「子ども読書の日」に関連した取組がすべての市町村で実施されるよう、SNS等を通じた積極的な啓発・広報活動に努めます。

ウ 「古典の日」を中心とした取組の推進

平成24年9月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

令和5年3月の文化庁京都移転に伴い、改めて京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切にし、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるよう「古典の日」（※23）の取組の推進に努めています。

高等学校では「古典の日」に関連した取組として、古典の和綴じ本の展示、和文化体験コーナーの設置やワークショップ実施、文学史跡巡りなどが行われている【高等学校 古典の授業での様子】

ます。また、「子ども読書本のしおりコンテスト」の表彰式において「古典の日」に関連した取組を行っています。

京都府では、今後も古典に親しみ、次世代につなげていく取組を推進していきます。



【高等学校 古典の授業での様子】

(3) 推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力していく必要があります。

京都府では、これまで関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置してきました。第五次推進計画の推進においても、継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取を進めます。

用語の解説

※1 ホームページ

京都府教育委員会ホームページの URL 及び二次元コードは以下のとおり

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=35>



※2 学校支援セット貸出

府立図書館における学校教育活動への連携・協力の一環として、貸出文庫から調べ学習や朝読書等に役立つ図書をテーマごとにセットで貸出を行うこと。

※3 ことばの力

文部科学省の言語力育成協力者会議では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としている。京都府では、この見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義している。

- ★言語をとおして知識や技能を理解する力
- ★言語によって論理的に考える力
- ★言語を使って表現する力
- ★言語をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

※4 デイジー図書

DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。

視覚障害者や発達障害等により一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な人々のための録音テープに代わるデジタル録音図書。国際標準規格として、40か国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている。

※5 京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）

府立図書館がセンター館となり、京都学・歴彩館、市町村立図書館・読書施設、参加大学図書館がもつ所蔵資料の総合目録データベースをインターネット上に構築し、その総合目録を介すことで、物流も含めた各参加館間の相互貸借を支援する仕組み。

また、情報交換やレファレンス機能等も備えている。

府立高校及び特別支援学校も同ネットワークに参加しており、学校支援セットをはじめとした、府立図書館からの図書の取り寄せに活用している。

※6 連絡協力車

府立図書館が市町村立図書館等の取組を支援するため、全市町村を毎週2回巡回し京都府図書館総合目録ネットワークにより貸し借りされる図書の運搬等を行う。

※7 機関貸出

市町村立図書館等や学校図書館等へ府立図書館の図書館資料を貸し出すこと。

※8 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」として定められた。

ユネスコは、平成7年にシェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。また、4月23日は、本や花を贈り合うスペインの伝統的な「サン・ジョルディの日」でもある。

※9 ブックスタート

1992年にイギリスで始まった取組である。保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どものことばと豊かな心をはぐくむことを支援するために、全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組。本を読むきっかけづくりと捉える場合もある。

※10 パネルシアター

子どもの物語への関心と意欲を高めるために、布をはった大きなパネルに専用の紙（不織布）で作った絵や人形をくっつけたり外したりしながら、物語の内容に沿った場面を演じること。

※11 ブックトーク

ある一つのテーマに沿って、複数の本を関連付けながら部分的に紹介して、子どもにその本への関心と意欲を高め、読書へ誘う取組のこと。

※12 アニマシオン

文章の通りに登場人物の動きを体で表現したり、様子を表す言葉を考えたりしてゲームのように楽しみながら読書への関心や意欲を高める読書活動の手法の一種。

※13 ビブリオバトル

「知的書評合戦」とも呼ばれ、シナリオを用意しない即興性を大切にしたプレゼンテーションによって本を紹介しあいチャンプ本（一番読みたくなった本）を決める「本のコミュニケーションゲーム」。読んでみたい本と出会える機会が増え、楽しみながら読書に関心をもつことができるだけでなく、自ら本を選ぶ力や、語る力を育成できる手法。

※14 児童生徒による選書

学校が購入する図書について、児童生徒が選書を行い、その結果を踏まえて図書を購入すること。自分が選んだ本を友達に薦めるなど読書量が増える効果がある。

※15 ストーリーテリング

話し手が物語（昔話等）を覚えて自分のものにして、本を見ないで語り聞かせることで、子どもは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができる。とされている。

※16 レファレンス

相談等に対して必要な資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする図書館における基本的業務のこと。府立図書館では、カウンターによる対に加え、電話、郵便、ファックス、ホームページの専用フォームからのメールでも受け付けている。

※17 学校図書館図書標準

公立の小・中学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の標準として、国が平成5年に定めたもの。学級数に応じて、蔵書冊数が示されている。

※18 図書館のDX

図書館のサービスや運営においてデジタル技術を活用して革新すること。

※19 データベース化

図書資料をコンピュータで検索できるように、書名、著者名等をコンピュータにデータとして登録すること。

※20 ヤングアダルト

主に子どもと大人の間(10代の前半から後半)の世代を指す。第2次世界大戦後、アメリカの公共図書館で使われ始めた。

※21 貸出文庫

府立図書館が市町村立図書館等や学校等の活動を支援するために管理・運営する図書館資料。

※22 京都府図書館等連絡協議会

京都府内の図書館、図書館的な機能を併置する施設及び類縁機関で構成されており、京都府における図書館事業等の振興及び相互間の協力を図ることを目的とし、様々な事業を行っている。

※23 古典の日

「源氏物語」の存在が記録上確認できる最も古い日付が、寛弘5年(1008年)11月1日であることから、古典に親しみ、古典を日本の誇りとして後世に伝えていくため、平成20年11月1日に開催された「源氏物語千年紀記念式典」において、11月1日を「古典の日」として宣言した。

平成24年9月には、「古典の日」に関する法律が公布、施行され、11月1日を古典の日として定められた。

(注)「学校」—————小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

「学校等」—————保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校
・高等学校・特別支援学校

「市町村立図書館等」—市町村立図書館・公共の読書施設

「図書館等」—————府立図書館・市町村立図書館・公共の読書施設

学校図書館に関する法律【抜粋】

◆子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

◆学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

附則抄

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

◆図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるよう留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子式方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連携し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

（令和元年法律第四十九号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条

視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

学校図書館の基本的機能の充実

1 図書資料の整備の充実

【学習活動や読書活動のために必要な図書資料を整備し、充実を図る。】

(1) 図書資料の構成を把握する

- ① 学校図書館の図書資料について、内容、冊数、保存状況等を把握する。その際、配架されている図書資料だけでなく、蔵書目録等に登録されている内容等についても確認することが必要である。
- ② 図書資料の内容構成については、「全国学校図書館協議会図書選定基準」（全国学校図書館協議会 2008 年 4 月）等を参考にするとともに、市町村立図書館の蔵書構成等を参考にすることも有効である。
- ③ 自校の図書資料の構成や内容について、職員が十分共通理解できるように配慮する。

(2) 書架の配置をする

小学校では、教科別・テーマ別にする等、児童の興味・関心を高める配置を工夫する。中学校では、原則NDCを参考にした配置を行うが、生徒の実態に応じて工夫することが必要である。

(3) 目録を作成する

- ① コンピュータでの登録の場合、書誌の基本的なデータ（書名・巻号・シリーズ名・著者名・出版社名・分類・判型等）をそろえて入力しておくようにすると、コンピュータ検索での精度が上がる。
- ② 図書原簿を記入している場合は、登録番号と原簿の番号を必ず合わせる。複本を多く購入した場合は、特に注意するようにする。

(4) 購入計画を立てる

- ① 年間予算を鑑みて、計画的に購入計画を立てるようにする。
- ② 短期計画としては、夏期休業までに児童の読書意欲を活性させるため、児童に人気の高い資料を収集するようにするが、学校図書館の蔵書構成のバランスをみて、蔵書数が少ないと感じる分野の資料については長期的な展望を持って購入計画を立てるようにしておく。
- ③ 百科事典や調べ学習関連の本は高価なものが多いので、数年かけて蔵書構成を完成させる計画にするといよい。
- ④ 「リクエスト選書会」等、児童生徒が選書に参加する機会を設ける。

(5) 古い図書を廃棄する

古い図書資料の廃棄については「学校図書館図書廃棄規準」（全国学校図書館協議会 1993 年 1 月）等を参考にして、自校で廃棄規準を定めて計画的に行うようにする（市町（組合）教育委員会で定めた規準があれば、それに従って廃棄する）。

(6) 定期刊行物を購入する

- ① 雑誌等、逐次刊行物の購入計画を立てる（ただし、年間購読になると、かなり予算がかかるので注意する）。
- ② 内容の秀逸な雑誌については、半年又は 1 年ごとに合本し、図書資料として再登録すると長く利用できる。

2 学校図書館の環境整備

【図書資料をいつでも利用しやすいように整理をする。】

(1) 配架を工夫する

- ① NDCに則って配置する場合であっても、絵本と文学は量が多いので、別コーナーを作ってもよい。
- ② 3段の低書架・5段の高書架・絵本等が展示できる飾り書架があるとよい。
- ③ 小学校では、5段の高書架より高い書架は避ける。5段書架もなるべく一番上は空けておく。
- ④ 可動式の書架が望ましい。
- ⑤ 図書館用書架は高価なので、今ある書架で使えるものをきちんと確認して、数年かけた購入計画を立てるとよい。
- ⑥ 5段書架上段は本のディスプレイに使う。
- ⑦ 総合的な学習の時間の学年テーマ別にする等、教科等を関連させた学校独自の配架をしてもよい。
- ⑧ ブックトラック等を使って、テーマに沿った本をまとめて置く等、教科学習で活用しやすい工夫をする。

(2) 企画コーナーの設置・椅子等の配置を工夫する

- ① 季節の掲示や、コーナー展示などを定期的に更新して、常に新しい風が吹くように心がける。
- ② むいぐるみや花などを置いて、児童・生徒の癒しの場になるような工夫もする。
- ③ 室内スペースに余裕があれば新聞等も収集し、雑誌とあわせ「ブラウジングスペース」として軽読書ができるコーナーをつくとよい。
- ④ 机や椅子は、児童の身体に合うもので、学級の人数を参考に数をそろえられるように計画する。
- ⑤ のんびりと読書を楽しむためのソファやラグを置くスペースも同時に考えるとよい。
- ⑥ 室内が暗いと感じる場合は、壁の色を変えるなどの工夫が考えられる。
- ⑦ 壁面装飾、面出しなどの展示の工夫をする。
- ⑧ 学習コーナーとゆっくり読書ができるコーナーを分ける。

(3) 掲示物を工夫する

- ① 昇降口等の児童生徒がよく通る場所に、新しい本や面白そうな本を展示し、学校図書館へ誘う。
- ② 新刊本の表紙を提示して紹介をする。

(4) コンピュータ等を設置する

インターネットや図書の検索をしたり、ビデオ機器を使って自由にビデオを視聴したりできるようにする等、設置された情報機器を有効に活用し、情報センターとしての機能を充実させる。
になるようにしていきたい。

3 運用システムの確立

【閲覧や貸出のシステムを確立する。】

(1) 計画を作成する

- ① 学校図書館運営計画を作成する。
- ② 学校図書館利用指導を計画的に行う。

(2) 館内案内図や検索、レファレンスの仕組みをつくる

- ① 館内マップなどで、どの場所にどの分類の資料があるかを明確にしておくようにする。
- ② コンピュータでの登録の場合、書誌の基本的なデータ（書名・巻号・シリーズ名・著者名・出版社名・分類・判型等）をそろえて入力しておくようにすると、コンピュータ検索での精度が上がる。
- ③ 図書原簿を記入している場合は、登録番号と原簿の番号を必ず合わせる。複本を多く購入した場合は、特に注意するようにする。
- ④ 各学年で、学校図書館やその他の資料の使い方について系統立てた指導計画を立て、各教科領域の中で有効に指導できるようにする。
- ⑤ 開館時間は扉を開放しておく。
- ⑥ 入口が複数ある場合は、児童生徒の利用を想定して、人の流れを考えて開放部を決めるようにする。また、避難経路も必ず確認しておく。

(3) 児童生徒へ周知する

- ① 児童生徒が利用しやすい学校図書館を目指すために、「宣伝する」ことが一番効果的である。
- ② 「図書館だより」「掲示板」などを利用して、児童生徒が学校図書館に興味を抱くような工夫を考える。
- ③ 「図書館だより」は、学校図書館の利用の可能性を広げるために、クイズやマンガ等を本から抜粋して載せてみるとよい（ただし、出典を明記すること）。
- ④ 「学校図書館案内」や「読書記録」を配布する。

4 組織体制の確立

【全ての教職員等によって、日常的に運営されることが大切である。】

(1) 読書活動推進計画の作成

学校での読書活動を推進するために、家庭や地域社会との連携をどのようにしていくのかなど、学校の実態に応じた独自の読書活動推進計画を作成する。

(2) 読書活動推進のための組織体制を確立する

- ① 図書館担当・司書教諭・学校司書・ボランティアなどで、「誰が」「何の」仕事をするのかを明確にしておくようにする。
- ② 全体の総括をする担当もきちんと決めておくようにする。
- ③ 見通しをもって、どのような学校図書館を目指すのかを考えるのがよい。
- ④ 理想の学校図書館のイメージを示し、全校体制で組織的な運営ができるよう、校内研修を通して共通理解を図る。
- ⑤ 運営計画によって、計画的に全職員が関わっていける体制で運営できるようにする。

(3) 児童生徒の委員会活動の活性化

- ① 図書委員会の児童生徒が、主体的な活動ができる工夫が必要である。
 - 1) 役割分担
 - ア 貸出・・・毎日の貸出当番
 - イ 広報活動・・・新刊本の紹介や各クラスへの朝の読書の本の配本、アンケートの集約、パンフレットの作成等
 - ウ 登録・美化・・・本の登録や普段の学校図書館の図書資料の整理、掃除
 - 2) 具体的な活動
 - ア 学校図書館の開館日・開館時間の決定
 - イ 各係分担をする。
貸出係・広報係・登録係・美化係 等

*それ以外でも読み聞かせや、ビブリオバトルの企画をするなど、自主的にアイデアを出し合うことが望ましい。
- ② 図書委員による環境整備
図書委員お薦めの本のコーナーや話題の本のコーナーを設置する。

(4) ボランティアの活用

ボランティアの募集について、具体的に検討していく。

学校図書館運営チェックリスト 基本編

記載日時

立	学校	記載者氏名
---	----	-------

--

		達成している	おおむね達成している	達成していない
設備・環境	1	学校図書館図書標準(蔵書数)は80%以上基準に達している		
	2	定期的に古い図書を廃棄し、新しい図書に買い換えている		
	3	日本十進分類法(NDC)等により図書が分類され、書架が整理されている		
	4	掲示物の工夫など、部屋の環境が整っている		
	5	コンピュータで登録し、貸出業務を行っている		
運営	6	司書教諭が配置されている		
	7	学校司書(読書指導員等)が配置されている		
	8	ボランティアが図書整理等の運営のサポートを行っている		
	9	学校独自に「読書活動推進計画」を策定し、それをもとに運営している		
	10	図書館が毎日開館している		
	11	貸出期間は1週間以上、冊数は2冊以上である		
	12	児童生徒の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況をおおよそ把握している		
	13	他の学校図書館との連携がとれている		
読書指導	14	公立図書館との連携がとれている		
	15	学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて、児童生徒に指導している		
	16	推薦図書を選定していて、紹介している		
	17	朝読書など全校一斉の読書活動を実施している		
委員会活動	18	教職員や学校司書、又はボランティア等により読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている		
	19	開館時は常に貸出作業が行われている		
	20	貸出作業以外で、広報活動(図書通信・掲示物の作成等)などの活動を行っている		
		○の数の合計		

学校図書館運営チェックリスト 発展編

記載日時

立	学校	記載者氏名
---	----	-------

--

			達成している	おおむね達成している	達成していない
設備・環境	1	学校図書館図書標準(蔵書数)は100%基準に達している		/	
	2	読書スペースと調べ学習用スペースが分離されている			
	3	インターネットが利用できる			
	4	新聞が配備されている			
	5	図書の廃棄基準を定めている			
	6	蔵書の配分が適正である(図書の分野別配分はこちら)			
運営	7	毎日下校時まで開館している			
	8	学校司書(読書指導員等)が週3回以上学校図書館にいる		/	
	9	学校司書(読書指導員等)・ボランティア等役割分担を明確にしながら運営している			
	10	選書会を持つなど児童生徒の要望を取り入れる手段がある			
	11	年間1回は、図書館教育及び読書活動に関する校内研修を行っている			
	12	学校図書館に関する広報活動等(HP開設、学校図書館だよりの発行等)を実施し、保護者への啓発を行っている			
読書指導	13	児童生徒に図書館利用のオリエンテーションを実施している			
	14	各学級・学年ともに授業において計画的に学校図書館を活用している			
	15	国語科を中心に各教科と連携した指導がなされている(調べ学習等)			
	16	教職員や学校司書、又はボランティア等により、定期的に読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている			
	17	新着図書コーナーを設ける、学校図書館だよりを発行するなどして新着図書を知らせている			
	18	読書が苦手な児童生徒のための方策が考えられている			
委員会活動	19	図書委員が、貸出だけでなく、学校図書館の蔵書の配架状況等を把握している			
	20	読書週間や長期休業中の特別貸出など、図書委員会独自の行事に取り組んでいる			
○の数の合計					

〔学校図書館図書標準〕 「算定早見表」

学級数	小学校	中学校	特別支援学校(小学部)		特別支援学校(中学部)	
	蔵書冊数	蔵書冊数	蔵書冊数		蔵書冊数	
			専ら視覚障害者 に対する教育を 行う特別支援学 校	視覚障害者に対 する教育を行わ ない特別支援学 校	専ら視覚障害者 に対する教育を 行う特別支援学 校	視覚障害者に対 する教育を行わ ない特別支援学 校
1	2,400	4,800	2,400	2,400	4,800	4,800
2	3,000	4,800	2,600	2,520	4,800	4,800
3	3,520	5,440	2,773	2,624	5,013	4,928
4	4,040	6,080	2,946	2,728	5,226	5,056
5	4,560	6,720	3,119	2,832	5,439	5,184
6	5,080	7,360	3,292	2,936	5,652	5,312
7	5,560	7,920	3,452	3,032	5,839	5,424
8	6,040	8,480	3,612	3,128	6,026	5,536
9	6,520	9,040	3,772	3,224	6,213	5,648
10	7,000	9,600	3,932	3,320	6,400	5,760
11	7,480	10,160	4,092	3,416	6,587	5,872
12	7,960	10,720	4,252	3,512	6,774	5,984
13	8,360	11,200	4,385	3,592	6,934	6,080
14	8,760	11,680	4,518	3,672	7,094	6,176
15	9,160	12,160	4,651	3,752	7,254	6,272
16	9,560	12,640	4,784	3,832	7,414	6,368
17	9,960	13,120	4,917	3,912	7,574	6,464
18	10,360	13,600	5,050	3,992	7,734	6,560
19	10,560	13,920	5,117	4,032	7,841	6,624
20	10,760	14,240	5,184	4,072	7,948	6,688
21	10,960	14,560	5,251	4,112	8,055	6,752
22	11,160	14,880	5,318	4,152	8,162	6,816
23	11,360	15,200	5,385	4,192	8,269	6,880
24	11,560	15,520	5,452	4,232	8,376	6,944
25	11,760	15,840	5,519	4,272	8,473	7,008
26	11,960	16,160	5,586	4,312	8,590	7,072
27	12,160	16,480	5,653	4,352	8,697	7,136
28	12,360	16,800	5,720	4,392	8,804	7,200
29	12,560	17,120	5,787	4,432	8,911	7,264
30	12,760	17,440	5,854	4,472	9,018	7,328

小・中・義務教育学校「読書活動推進計画」〈参考例〉

1 目標(例)

「主体的に読書をすることにより、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな児童生徒を育成する。」

2 具体的実践(例)

(1) 学校図書館の開館

- ・司書教諭や学校司書等が中心となり、学校図書館を毎日開館する。(ボランティアの協力も得る。)
- ・委員会活動を活性化させ、児童生徒が中心となり学校図書館の開館を行う。

(2) 読書週間

- ・毎月23日を含む週を読書週間として取り組む。
- ・週一回、学校司書等による読み聞かせを行う。
- ・「図書館だより」を発行する。

(3) 一斉読書

- ・朝の読書や昼の読書を行い、読書習慣の定着を図る。

(4) 読書集会

- ・年間2回行う。
＜1学期＞4月23日「子ども読書の日」に行う。委員会による本の借り方や返し方、多目的ルームの使い方等の発表、学校司書等やボランティアによる読み聞かせや紙芝居を行う。
＜2学期＞10月末「全国読書週間」の間に行う。学校司書やボランティアの協力も得て、児童生徒の発表の場として取り組む。

(5) 学級文庫

- ・委員会の活動として、月1回選書し、コンテナボックスで学級文庫に配架する。
- ・学級担任が選んだ本を教室に配架する。
- ・各学級に国語辞典を配架する。

(6) 読書記録

- ・児童生徒が読んだ本の題名や読書冊数、ページ数を記録する。
- ・全校で統一した記録用紙を作り、一年間の読書冊数を記録に残していく。

(7) 読み聞かせ

- ・週一回、学級担任等が、全ての学級で読み聞かせを行う。
- ・週一回、学校司書等が、昼休み、図書館で読み聞かせを行う。
- ・異年齢集団による相互の読み聞かせを行う。

(8) 親子読書

- ・週末や月末等に、親子で読書活動をする。[次の4パターンから選択する]

ア 親子で一緒に本を読む。

イ 親子で別々の本を読む。

ウ 子どもが読んだ本の感想を親に聞いてもらう。

エ 親が子に、または子が親に読み聞かせをする。

(9) コンクールへの参加

- ・読書感想文コンクール、本のしおりコンテスト等、各種コンクールに積極的に参加し、読書に対する意欲を高める。

(10) ボランティアとの連携

- ・読み聞かせや蔵書の整理等、ボランティアと積極的に連携する。

(11) アニメーションやビブリオバトル、ブックトークの取組

- ・学級担任や教科担任と連携し、読書への興味・関心を高めるアニメーションやビブリオバトル、ブックトークの取組を計画的に実施する。

(12) 児童生徒へのレファレンス

- ・児童生徒の相談を、定期的に行う。
- ・学校図書館に関する意見箱を設置する。

(13) 保護者や地域との連携

- ・学校図書館の開館や蔵書の整理等を保護者や地域の方と連携して行う。

3 司書教諭、学校司書等、学校図書館担当者の役割や連携について(例)

- ・週一回、放課後に、司書教諭と学校司書等は打ち合わせを行う。
- ・おすすめ本の紹介を載せた図書館だよりを、月1回学校司書が発行する。
- ・司書教諭が、読書活動推進についての校内研修を行う。

4 学校図書館の貸出について(例)

- ・本の借り方や返し方のルールの啓発を行う。

5 その他――学校図書館の運営方法や図書館担当職員以外の教職員との連携等(例)

- ・校内研修で、学校図書館の運営について共通理解を図る。
- ・授業での図書館の活用について、教科指導者と連携を図る。
- ・蔵書の利用について理解を深めるため、図書館担当職員以外と連携を図る。

京都府公立高等学校入学者選抜制度の見直しについて

令和7年3月
教育委員会

京都府公立高等学校入学者選抜制度について見直しを進めており、下記のとおり報告します。

記

1 新しい入学者選抜制度（案）に係る意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和6年12月26日（木）～令和7年1月31日（金）

(2) 意見数

336 件

(3) 主な御意見（要旨）と御意見に対する考え方

資料1のとおり

2 新しい入学者選抜制度（案）の概要

資料2のとおり

3 今後の予定

令和7年3月 教育委員会において制度案及び意見募集概要を報告

4月 教育委員会において新制度の方針の議決

「京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度」（案）に係る
意見募集の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和6年12月26日（木）～令和7年1月31日（金）
- (2) 募集方法 京都府の各広域振興局、京都市役所、各区役所・支所等に用紙を配布、ホームページにおける掲載
(新制度の対象となる府内公立中学校の1年生には各校を通じて用紙配布)
- (3) 応募方法 専用フォーム、郵送、FAX、メール

2 募集結果

意見数 336件（WEB（意見フォーム、メール）320件、左記以外（FAX、郵便）16件）

（年齢別）

年齢	応募者数（名）	
10歳代	11	3%
20歳代	3	1%
30歳代	43	13%
40歳代	163	48%
50歳代	80	24%
60歳代	16	5%
70歳代以上	1	1%
不明	19	5%
合計	336	100%

（属性別）

職業等	応募者数（名）	
保護者	249	74%
教育関係者	23	7%
生徒	10	3%
その他	54	16%
合計	336	100%

（居住地別）

居住地	応募者数（名）	
京都市内	205	61%
京都市外	94	28%
不明	37	11%
合計	336	100%

3 御意見の内訳

意見区分	意見数（件）
新制度全般	115
受検機会・日程	150
新たな前期選抜（仮称）	22
報告書や評価	83
出願手続き	13
新制度の導入時期	5
公立高校に求められる役割	11
その他	56
合計	455

※複数の「意見区分」に渡る御意見は重複して計上している

4 主な御意見（要旨）と御意見に対する考え方

別紙のとおり。

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<p>【制度全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より分かりやすい制度になることを期待する。京都府・京都市が目指す教育環境日本一に向け、不断の見直しを望む。 ・ 今回の案に賛成。受検する側、選抜する側ともに負担が減ることは良いこと。また、複数校を志願できる仕組みは良い。 ・ 子ども達の負担を減らすという、子どもの気持ちに寄り添った改革をいただき有難い。 ・ 不合格通知を受け取る受検生を減らすことは、新しい制度の大きな改善点と言える。 ・ 同じ学校の学科を2度受検することは負担であり、中期選抜を無くす案は賛成。中期選抜の受検者にとって、前期選抜合格者がいる中での登校は精神的負担に繋がっていた。 ・ セーフティネットという考え方は、発達途上の中学生にとって必要な配慮。 ・ 家庭環境や経済状況に関わらず、公立高校を志願する生徒が入学できる制度となしてほしい。 ・ 前期選抜、後期選抜という名称からは一般募集と欠員補充という位置付けが読み取れない。 ・ 高校入試制度を廃止してほしい。 ・ 専門性の無い専門学科は普通科に改編し、あわせて総合選抜制度に戻すべき。 	67	<p>今回の新しい入学者選抜制度案は、現行制度の導入から10年以上が経過する中、中学生が主体的に自身の個性や能力に応じて高校を選択できるより良い制度となるよう、京都府・京都市教育委員会及び府内の公立中学校・高校代表者とともに、制度見直しについて検討・議論を進めてきたものです。</p> <p>検討にあたっては、御意見にもありますように、同一校・同一学科を2度受検することによる受検生の負担軽減のほか、中学生の進路保障も十分に踏まえたより良い制度を構築する必要があると認識しており、現行制度のメリットである、多面的な評価尺度による選抜やセーフティネットの役割である複数校志願制度を維持・継承しつつ、より分かりやすい制度とすることが重要と考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、京都府・京都市協調のもとで、中学生にとってより良い制度となるよう検討を進めてまいります。</p>
<p>【選抜における検査内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校が求める力を端的に測ることのできる検査内容を望む。 ・ 現行の前期選抜の「A方式2型」や「B方式」のような部活動実績を重視した選抜方式について再検討されたい。 ・ 中学校での学習を反映できるよう、全ての選抜方式で学力検査を実施すべきである。 ・ 学力検査だけでなく創造力を図ったり特技を生かしたりできる検査があるとよい。 ・ 英語検定等の資格について加点制度があればよい。 ・ 生徒の習熟度に違いがあるため、難易度を分けて2種類の学力検査問題を作成してはどうか。 ・ 学校により多様な検査項目や配点を設定すると複雑である。共通枠の学力検査を活用する、独自検査の教科数に上限を設ける、面接や小論文のみとする等、検討すべきである。 	26	<p>今回の新しい入学者選抜制度案は、現行制度の導入から10年以上が経過する中、中学生が主体的に自身の個性や能力に応じて高校を選択できるより良い制度となるよう、京都府・京都市教育委員会及び府内の公立中学校・高校代表者とともに、制度見直しについて検討・議論を進めてきたものです。</p> <p>検討にあたっては、御意見にもありますように、同一校・同一学科を2度受検することによる受検生の負担軽減のほか、中学生の進路保障も十分に踏まえたより良い制度を構築する必要があると認識しており、現行制度のメリットである、多面的な評価尺度による選抜やセーフティネットの役割である複数校志願制度を維持・継承しつつ、より分かりやすい制度とすることが重要と考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、京都府・京都市協調のもとで、中学生にとってより良い制度となるよう検討を進めてまいります。</p>
<p>【複数校志願について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自枠と共通枠を両方志願することで、現行制度同様、志願校数を可能とする点は良い。 ・ 複数校が志願できる制度は分かりづらいため、他県のように志願は一枚のみと、シンプルにすべきではないか。 ・ 複数の募集枠があり複雑さが解消されていないのでは。また、独自枠は専門学科のみ募集するほうが分かりやすいのではないか。 	14	<p>今回の新しい入学者選抜制度案は、現行制度の導入から10年以上が経過する中、中学生が主体的に自身の個性や能力に応じて高校を選択できるより良い制度となるよう、京都府・京都市教育委員会及び府内の公立中学校・高校代表者とともに、制度見直しについて検討・議論を進めてきたものです。</p> <p>検討にあたっては、御意見にもありますように、同一校・同一学科を2度受検することによる受検生の負担軽減のほか、中学生の進路保障も十分に踏まえたより良い制度を構築する必要があると認識しており、現行制度のメリットである、多面的な評価尺度による選抜やセーフティネットの役割である複数校志願制度を維持・継承しつつ、より分かりやすい制度とすることが重要と考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、京都府・京都市協調のもとで、中学生にとってより良い制度となるよう検討を進めてまいります。</p>
<p>【不登校等支援を要する生徒を対象とした選抜について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校傾向の生徒を対象とした特別選抜について、実施校の増や全校で一定割合を募集する形式にするなど、取扱を拡充してほしい。 ・ 不登校等支援の必要な生徒が増加する中、自分のペースで学ぶフレックス校が高倍率となっており、特別入学者選抜の扱いに関心がある。 	3	<p>現行の特別入学者選抜は、前期選抜と志願資格が異なるものとして、海外勤務者帰国子女、中国帰国孤児子女、社会人、長期欠席者、全国部活動のほか、自分のペースで学びたい生徒や学び直しを希望する生徒を対象とした清明、清新、京都奏和などの一部高校で実施しております。</p> <p>こうした中、新制度での特別入学者選抜の在り方については、御意見にありますように、不登校傾向の生徒をはじめとする様々な背景を持った生徒が増加している状況も踏まえ、多様な学習ニーズに対応する観点から検討を進めてまいります。</p>
<p>【後期選抜の実施方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期選抜は1校1学科の志願とし、欠員のあるすべての学校で後期選抜を実施してほしい。 ・ 後期選抜の募集にあたっては、「相当の欠員」という曖昧な表現ではなく、基準を決めてほしい。進路保障の観点から欠員があるすべての学校で実施してほしい。 ・ 後期選抜の学力検査は、前期選抜の学力検査結果の転用を可能とするなど、検査項目を絞るべきである。 	5	<p>現行の後期選抜については、通学区域毎の中学生数や前期選抜・中期選抜等の結果によって実施の有無を判断しており欠員のある全ての学校で実施することや基準を定めることはしていません。</p> <p>また、中学校での学習の成果を一定を計るため、現行の後期選抜においても学力検査を実施しておりますが、国数英の3教科で50分と受検生の負担も考慮したものとしており、こうした考えは新しい制度でも引き継いでいきます。</p>

2 受検機会・日程に関する御意見（150件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<p>【受検機会について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の前期選抜と中期選抜を一本化することに賛成。一本化することで、追検査までの期間延長など、メリットは大きい。 一本化に伴い、体調不良の際に不利益が生じないか懸念がある。1週間程度の十分な期間を空け追検査を設定する等、受検機会の確保が必要。 一本化により受検期間を短縮化し、集中して短期間で乗り越えるほうが良い。 私立高校の入試と近い時期に公立の受検日が設定されることは中学生にとっても好ましい。 私学入試との日程が近接しており受検生にとって負担。 現行中期選抜のような、前期結果や私学の合格状況を踏まえ、受検先を選択する機会が喪失してしまうのはデメリット。 	50	<p>今回の新しい入学者選抜制度案では、現行の前期選抜と中期選抜を一本化し、統合後の新たな「前期選抜（仮称）」の中で、現行前期に相当する「独自枠」と、中期に相当する「共通枠」を設け、2月中下旬の連続する2日間で検査を実施することから、体調不良等で欠席した場合の受検機会の確保については、非常に重要な視点と認識しております。</p> <p>このため、御意見にありますように、本検査当日に何らかの事情により欠席した場合でも、追検査までの期間を1週間程度設けるなど、受検生が安心して受検に臨めるような日程を検討しております。</p> <p>また、私学の合否状況が公立の志願状況に影響する可能性も想定されることから、志願辞退の方法等についても今後検討を進めてまいります。</p> <p>なお、中学生の進路選択・決定に向け、過度な負担とならないよう、私学入試日程も考慮した適切な日程を設定したいと考えております。</p>
<p>【日程について（合格発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合格発表が早まり、中学校卒業式までに進路先が決まることは好ましい。子ども達が安心して次の道へ進めると思う。 前期選抜、後期選抜ともに、卒業式までに進路が決定し高校入学の準備期間が十分確保できる日程を望む。 検査日から合格発表までの期間が長く受検生にとって負担であるため、合格発表の日程を前倒ししてほしい。 不合格者への配慮、中学校の授業時数確保の観点から、検査及び合格発表を3月に実施するほうが良い。 新制度では中学校の卒業式前に合格発表が実施されることから、合格発表後の中学校生活において、生徒のモチベーションを維持するための対策を検討すべきではないか。 	45	<p>検査日から合格発表までの期間が長いとの御意見につきましては、追検査までの日程の確保と複数校志願制度に伴う合否判定作業等に一定時間を要しますが、今後、判定作業の効率化等をはじめ、具体的な所要日数を検討する中で、短縮化についても検討を進めてまいります。</p> <p>また、合格発表後の中学校生活の充実に係る御意見については、高校教育にとっても重要なため、教育活動の工夫など、これまで以上に中高間の連携強化が求められると認識しており、今後検討を進めてまいります。</p>
<p>【日程について（学力検査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校独自検査と共通学力検査の日程が連続しているため、2日間で最大10教科の試験を課すとすれば受検生には負担。検査教科数に上限を設けるなど、負担軽減の観点から対策が必要ではないか。 2日連続の学力検査日程は負担が大きいため、これまで通り、前期選抜と中期選抜で日程を分けたほうが良い。 独自枠を第1志望とする生徒にとっては、1日目に学校独自検査、2日目に共通学力検査を実施するほうがよい。 	55	<p>多くの受検生にとって2日連続の検査となる可能性が高いことから、1日目の検査内容や検査項目の在り方も含め、検査科目数の上限を設定するなど、検討を進めるべきではないかとの御意見を踏まえ、生徒負担軽減の観点から、検査項目の在り方について今後検討を進めてまいります。</p>

3 新たな前期選抜（仮称）に関する御意見（22件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<p>【志願可能な学校数について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独自枠は1校1学科等、共通枠は最大3校3学科等志願可能であり、両方を志願することができる形式は、生徒の選択肢を広げる意図があると理解。 最大4校4学科を志願できることで現行制度より倍率の予想がしづらくなり、志願校に偏りが出る可能性がある。 	9	<p>今回の新しい入学者選抜制度案は、現行制度の良さを生かした制度改善の位置付けであり、志願可能な学校・学科についても、「独自枠」は現行前期選抜同様に1校1学科等、「共通枠」は現行中期選抜同様に最大3校3学科等とし、両方志願することで、最大4校4学科の志願を可能としており、現行制度と同数の志願校数を確保しております。</p>
<p>【募集割合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な学校から第1志望を選択するシステムが望ましいため、普通科の独自枠の募集割合は柔軟に設定すべきである。 独自枠100%の学校があるのであれば、共通枠100%の学校があっても良いのではないか。 アドミッションポリシーの観点や生徒の個性や能力を重視する独自枠の募集割合を現行よりも高めてはどうか。特に、現行前期で70%募集としている職業学科は独自枠では100%募集にすべきである。 独自枠の募集割合が各学校で異なると分かりづらい。 	13	<p>今後、学科ごとの募集割合について検討を進めていきますが、各高校のアドミッションポリシーに則した生徒募集や中学生の個性や能力を重視する観点から検討すべきとの御意見も踏まえ、幅広い観点から検討を進めてまいります。</p>

4 報告書や評価に関する御意見 (83件)

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<p>【報告書の活用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の内申をもっと考慮しても良いのではないかと。コミュニケーション能力や意欲・態度は学力検査だけでは評価できない。 ・ 報告書について学校評価が反映されるのでメリットはあるが、実技教科の評定を2倍する取扱は疑問。検査実施5教科に重きを置く又は全教科を同じ割合にすべきである。 ・ 報告書の配点比率が大きい、小さくするなど検討できないか。 ・ 中学校3年間の学習の記録が評価対象となっており、受検の早期化や途中から伸びた生徒が挽回できないことが懸念される。3年生の評価のみとしてほしい。 	77	<p>中学校からの報告書は、生徒一人ひとりの能力や適性、意欲や活動経験を積極的に評価するために重要であると考えております。そのため、1回の学力検査のみで選抜を行うのではなく、中学校での3年間の様々な学習成果として、第3学年までの評定合計を用いる中で、現行の中期選抜では、実技教科について、学力検査を実施しないことから評定を2倍する取扱としており、「共通枠」においても同様の考え方としております。</p> <p>一方、現行の前期選抜では、学校の求める生徒像に応じて各校で検査項目や配点を設定できることから、「独自枠」においても一定柔軟な配点を可能とすることを検討しております。</p> <p>新しい入学者選抜制度案では、こうした考え方を基本とする一方で、報告書の取扱については、引き続き、学校現場の意見も聞きながら、検討してまいります。</p>
<p>【報告書を用いない選抜方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校傾向の生徒が増加していることから、中学校の成績を考慮しない選抜を一部採用することも検討されたい。 ・ 他都市のように、報告書を考慮しない選抜方法を一部の学校だけでなく、全体に広げていくべき。 	6	<p>現在、清明、清新、京都奏和の特別入学者選抜や、長期欠席者特別入学者選抜において、報告書を用いない選抜を一部実施しておりますが、御意見にありますように、多様な評価の推進の観点等から、報告書を用いない選抜の在り方について、先述の特別入学者選抜の在り方とあわせて検討を進めてまいります。</p>

5 出願手続きに関する御意見 (13件)

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続などの電子化を進めるとともに、押印の省略化を検討するなど、生徒・保護者や学校現場の負担軽減の観点から、手続面や入試業務の改善を図ってほしい。 ・ 願書の記入や提出に関する作業も、生徒と学校現場にとって大きな負担であることから、電子化を進めていただきたい。 	13	<p>入試手続の効率化・簡略化を図ることは、生徒・保護者の利便性の向上や働き方改革の推進、負担軽減の観点からも重要と認識しております。</p> <p>御意見にある電子出願については、新制度案の実施予定時期である令和9年度入学者選抜での導入を目指してまいります。</p>

6 新制度の導入時期に関する御意見 (5件)

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新制度の概要が生徒、保護者や学校現場に浸透するまでに相当な時間を要するため、いつから実施するのか説明がほしい。 	5	<p>現在の中学1年生が対象となる令和9年度選抜であれば、周知・準備期間として十分な期間を設けることができ、実施時期としては適切と考えております。</p> <p>引き続き、中学生や保護者、学校現場へ早期の周知を図るなど丁寧に対応してまいります。</p>

7 公立高校に求められる役割に関する御意見 (11件)

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<p>【公立高校の役割について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜制度だけでなく根本的な教育内容の改革をすべきである。 ・ 各学校が特色を明確に打ち出すことで、志願者が適切に分散し、生徒が自分に合った学校を選択しやすくなる。各校の特色を強化し、それを基にした広報活動やオープンスクールの拡充を望む。 ・ 不登校や発達障害など、多様な課題を抱える生徒が通うことのできる公立高校を各地域に設置いただきたい。 ・ すべての学校が定時制高校や通信制高校のような、一人ひとりに対して寄り添い、サポートする学校になれば良い。 ・ 部活動やボランティア活動で頑張るのも良いが学力も大切である。先生たちの授業する力が公立学校の魅力である。 ・ 私学に比べ施設が老朽化しているが、施設を改修するなど、もっと教育に予算を割いてほしい。 ・ 公立高校の廃校が相次ぐが、欠員のある学校についても学科やコースのカリキュラムの見直し、通級指導教室の設置等の工夫で安易に廃校にしないでほしい。 	11	<p>御意見にありますように、各高校の魅力化・特色化が一層求められる中で、教育環境の整備や教育改革を一体的に進めることにより、生徒一人ひとりの能力や個性を最大限に引き出すことのできる公立高校づくりに全力で取り組んでまいります。</p> <p>また、生徒の学習ニーズの多様化や少子化の影響も踏まえ、望ましい学校規模や学校配置についても検討が必要と考えており、地域の実情等を踏まえた公立高校の在り方について設置者である京都府・京都市協調のもと、具体化を図ってまいります。</p> <p>あわせて、様々な機会を通して、中学校現場や生徒・保護者に公立高校の魅力や教育活動を御理解いただけるよう、その周知に努めてまいります。</p>

8 その他の御意見（56件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
<p>【情報提供について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生や保護者が新制度の内容を十分に理解し、安心して受検ができるよう、制度の詳細や独自枠の検査内容等について、早期に周知・説明いただきたい。 選抜制度の変更に合わせて学科改編がある場合は早期の情報提供を希望する。 	11	<p>教育委員会において、既に制度見直しの趣旨や新制度案のポイントを理解いただくための説明動画を作成・配信するなど、円滑な制度導入に向けた周知に努めているところですが、御意見にあるような、各校が検査項目を定める独自枠の内容等については、可能な限り早期にお示しする必要性が高いことから、令和7年6月頃を目途に公表する方向で検討しております。</p>
<p>【通学圏について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域によっては、志願可能な普通科高校の選択肢が少ないことから、現行の通学圏を拡大してほしい。 通学圏によって選べる高校（普通科）に差が生じるのは不公平である。 通学圏を撤廃し、他都市のように全圏一区にすべき。 	23	<p>普通科においては、地理的条件を勘案し通学圏を設定しつつも、これまでから中学生の学校選択の幅が広がるよう改善してきたところです。</p> <p>今回の見直しでの変更は想定していませんが、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前例にとらわれない個々に合わせた合理的配慮の検討もお願いしたい。 食堂や売店の設置など昼食の体制整備を要望。 生徒の意見が一番大事。 現行の前期選抜より受検生が多くなることが見込まれ、当日の高校の運営が難しくなるのではないかなど 	22	<p>多様な御意見を参考にしながら、引き続き、より良い選抜制度となるよう検討を進めるとともに、高校教育の充実に努めてまいります。</p>

京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度(案)

◇新しい入学者選抜制度(案)の概要

1. 受検機会

◎前期選抜、中期選抜、後期選抜に分けていた選抜の、前期選抜と中期選抜を一本化し、前期選抜(仮称)と後期選抜(仮称)の2回の受検機会を設けます。

◎中学生が安心して受検に臨めるよう、前期選抜(仮称)の検査当日、体調不良等やむを得ない理由によって欠席した場合、追検査までの期間を1週間程度設けるなど、受検機会の確保に向けて適切な日程を検討します。

◇前期選抜(仮称)

検査日：2月中下旬(追検査を含む)、合格発表日：3月上旬(予定)

◇後期選抜(仮称)

検査日、合格発表日：3月中旬(予定)

2. 実施方法

(1) 前期選抜(仮称)

◎すべての学校・学科等で募集定員の100%募集を行います。

◎《独自枠(仮称)》と《共通枠(仮称)》の2つの枠を設けます。

《独自枠》：各校が定める「求める生徒像」に基づく各校の特色に応じた検査項目・配点により、多角的に評価し、選抜を行います。(現行の前期選抜に相当)

《共通枠》：各校共通の検査項目・配点により評価し、選抜を行います。(現行の中期選抜に相当)

◎《独自枠》と《共通枠》は、両方志願することも、いずれかのみ志願することも可能です。

◎《独自枠》は1校1学科等、《共通枠》は最大3校3学科等志願することが可能であり、両方志願することで、最大4校4学科等志願することが可能です。

◎選抜日程は連続する2日間です。なお、以下に示す検査日程は例示であり、今後、生徒の負担軽減の観点や志望動向等も考慮し、検査日の順番や検査教科数、検査項目のあり方について検討を進めます。

1日目：共通学力検査

2日目：独自学力検査、作文(小論文)、面接、実技検査などの学校独自検査

※ 志願する学校・学科等、枠、方式によっては、どちらか1日のみの受検になります。

◎《独自枠》、《共通枠》の順番で合格者決定を行います。

(1) 前期選抜(仮称) (続き)

《独自枠》

- ◇各校が定める検査項目（共通学力検査の活用も可能）や配点をもとに合格者を決定します。
- ◇1校1学科等志願することが可能です。
- ◇募集人員は、学科等により異なります。
- ◇原則、現行の前期選抜同様、複数の方式に分類します。
- ◇学科ごとの募集人員や検査項目、配点等は事前に明示します。
- ◇多様な評価の推進の観点から、現在一部の特別入学者選抜で実施している報告書の評定を用いない選抜方法の拡充についても検討を進めます。

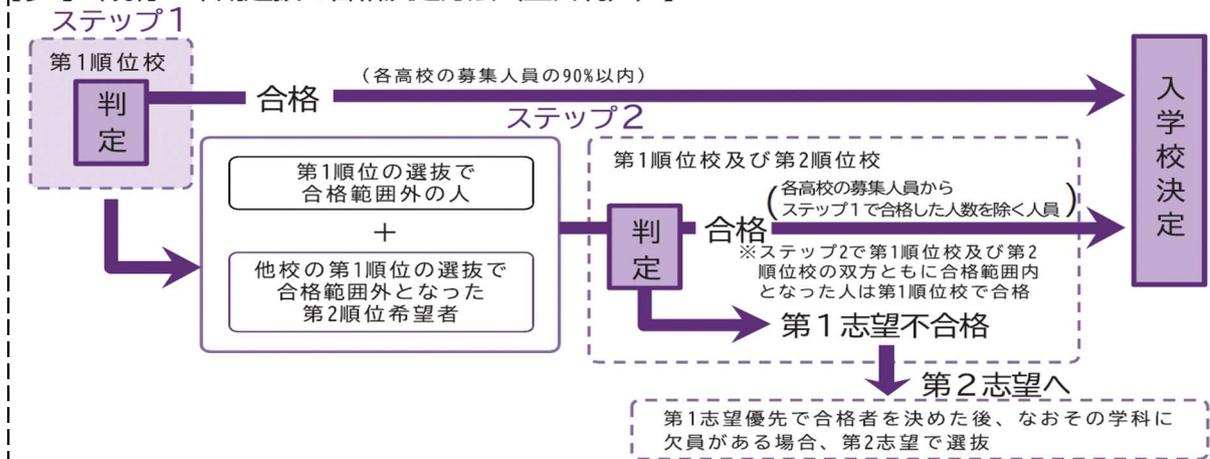
【参考（現行の前期選抜の募集人員・方式）】

- 募集人員：募集定員の30%、50%、70%、100% ※学科等により異なる
- A方式（学力検査と報告書等）：共通学力検査(独自学力検査)、報告書、面接等
- B方式（学力検査を実施しない）：報告書、面接、作文、活動実績報告書等
- C方式（実技検査を実施する）：共通学力検査(独自学力検査)、報告書、面接、実技検査等

《共通枠》

- ◇共通学力検査（各教科40点×5教科（国社数理英）＝200点）と中学校からの報告書（195点※）をもとに合格者を決定します。
※中学校3年間の必修教科の合計(音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定は2倍)
- ◇現行の中期選抜同様最大3校3学科等志願することが可能です。
- ◇募集人員は、募集定員から《独自枠》の合格決定者を除いた数です。
- ◇現行の中期選抜と同様の方法で合格者を決定します。

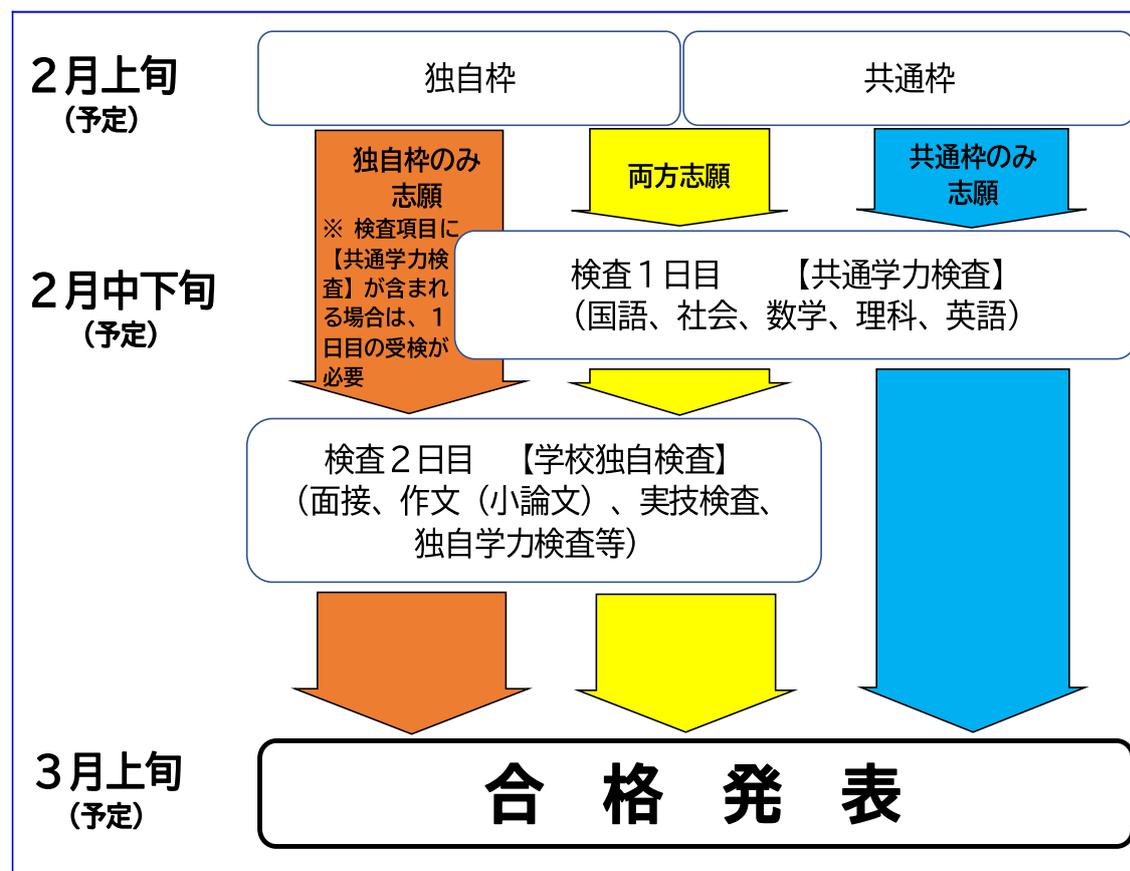
【参考（現行の中期選抜の合格決定方法（全日制））】



◎特別入学者選抜の在り方を検討し整理します。

(1) 前期選抜(仮称) (続き)

【前期選抜(仮称)の流れ】



※ 上記の検査日程は例示であり、検査日の順番や検査教科数、検査項目のあり方について検討を進めます。

(2) 後期選抜(仮称)

- ◎前期選抜(仮称)実施後に、相当の欠員がある場合に実施します。
- ◎学力検査、面接及び中学校からの報告書により合格者を決定します。

◇出願手続き

- ◎生徒・保護者の利便性向上や入試手続きの負担軽減の観点から、新しい入学者選抜制度の実施にあわせて電子出願の導入を目指します。

◇新しい入学者選抜制度の実施予定時期

- ◎令和9年度入学者選抜(現在の中学1年生対象)の実施に向けて、令和7年6月頃を目途に各校の独自枠の検査内容案等の公表を検討します。

府立高校の再編整備の考え方について

令和 7 年 3 月

教育委員会

1 趣 旨

現在、府内の公立中学校 3 年生数は減少し続けており、学校の小規模化が進行するとともに、府立高校に通学する生徒の学習ニーズが多様化している。

今後、更なる少子化や生徒の学習ニーズの多様化が進む中、府立高校としての役割を果たしていくためには、府立高校の再編整備を進め、一定の学校規模の維持や多様なニーズに対応した柔軟な教育システムの充実等を進めていくことが必要であることから、「魅力ある府立高校づくり推進基本計画」において、府教育委員会が取り組む教育制度等に関する改革の基本的な方針を示した。

今後、基本計画に基づく高校改革を具体的に進めていくため、「府立高校の再編整備の考え方」を示すものである。

2 内 容

- ・ 府立高校の再編整備に係る状況
- ・ 考え方の趣旨
- ・ 再編整備の検討を行う際の留意事項
- ・ 全日制高校における再編
- ・ 学びの多様性への対応
- ・ 検討方法、検討結果

※詳細は別添案のとおり

3 今後の予定

令和 7 年 3 月 教育委員会において報告

府立高校の再編整備の考え方

(案)

令和 7 年 3 月

京都府教育委員会

目 次

1	府立高校の再編整備に係る状況	
(1)	少子化による影響	1
(2)	生徒の学習ニーズの多様化	1
2	考え方の趣旨	2
3	再編整備の検討を行う際の留意事項	3
4	全日制高校における再編	
(1)	南部地域（京都市・乙訓、山城地域）	4
(2)	北部地域（口丹、中丹、丹後地域）	4
5	学びの多様性への対応	
(1)	柔軟な教育システムへの転換	5
(2)	定時制課程の見直し	5
(3)	通信制課程の見直し	5
6	検討方法	6
7	検討結果	6
参考資料		
○	府立高校の在り方ビジョン（抜粋）	7
○	魅力ある府立高校づくり推進基本計画（抜粋）	9

1 府立高校の再編整備に係る状況

(1) 少子化による影響

府内公立中学校3年生数は、直近では昭和62年度をピークに減少し続け令和5年度には約半減し、今後も府内全域で減少する見込みである。

府教育委員会では、これまで、府内公立中学校卒業生数やその将来推計、進路希望状況、進路実績などを基に募集定員の適正な設定に努めてきたところであるが、府立高校全日制課程の第1学年募集定員による各校の学級数は縮小し、府立高校全体で学校の小規模化が進行している。

学校の小規模化の進行に伴って、一般的な全日制高校では、習熟度別指導など学級の枠を超えた多様な指導形態をとることや、生徒会活動、部活動の内容や種類が限定的になり、切磋琢磨する教育活動を行うことが難しくなる等の課題が生じることとなる。

(2) 生徒の学習ニーズの多様化

現在、府立高校には、多様な入学動機や希望進路、学習経験などといった様々な背景のある生徒が在籍している。

府内の小・中学校では、不登校や特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にある中で、定時制・通信制課程は、不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒、外国にルーツを持つ生徒など、多様な生徒が学ぶ場となるなど生徒の学習ニーズは多様化している。

2 考え方の趣旨

府教育委員会では、令和4年3月に「府立高校の在り方ビジョン」を策定したところであり、大学や研究機関の研究者を志す生徒やスポーツで高いレベルでの挑戦を志す生徒、自分のペースで学びを深めていきたい生徒など、生徒の様々な思いやニーズを踏まえて、「すべての生徒が夢や希望を持ち、未来に向かっていきいきと学ぶことができる高校」を目指し、取り組んでいるところであるが、更なる少子化にあたっては、一定の学校規模を維持するための再編を行うとともに、生徒の学習ニーズの多様化にあたっては、多角的な視点による生徒の柔軟な受入れ体制の整備が必要である。

そのため、令和5年12月に策定した「魅力ある府立高校づくり推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、全日制課程、定時制課程、通信制課程それぞれの魅力化と配置等の在り方について、府教育委員会が取り組む教育制度等に関する改革の基本的な方針を示したところである。

これらに基づく再編整備を具体的に進めていくための考え方について、「全日制高校における再編」及び「学びの多様性への対応」として示し、生徒にとって魅力と活力ある教育環境を整備することにより、高校教育としての質の確保・向上に努めていく。

3 再編整備の検討を行う際の留意事項

具体的な検討を行う際には、次に掲げる内容を考慮する。

- (1) 京都市・乙訓地域、山城地域、口丹地域、中丹地域、丹後地域の各地域（以下「各地域」という。）において府立高校が果たしている社会的・教育的役割及びそのバランス
- (2) 公立中学校3年生数の将来推移
- (3) 生徒の学習経験、進路希望、学習ニーズなど
- (4) 各地域における生徒の通学事情
- (5) 近年の各学校及び各地域における募集定員に対する未充足数の状況
- (6) 募集定員設定の考え方（各地域や各学校の状況を踏まえて設定することとし、一律的・機械的な平準化は行わない）
- (7) その他、生徒にとって充実した教育環境を維持するために配慮すべき特別な事情

4 全日制高校における再編

少子化の影響が非常に大きくなる中、学習指導と部活動や学校行事などの教育活動のバランスの良い高校教育を提供するためには、一定の学校規模が必要であることから、全日制高校における再編として、複数の学校（学校には、学舎を含む。以下同じ。）を新たな1つの学校とすること、又は、学校を閉校し、他の学校に統合することと合わせて、設置する課程を転換することについて、次のとおり、検討を開始する。（課程の転換については、5(1)に記載）

(1) 南部地域（京都市・乙訓、山城地域）

京都市・乙訓地域及び山城地域において、望ましい学校規模を下回る学校（※1）が複数ある場合には、地域内での検討を開始する。

なお、令和6年4月の入学時点において、京都市・乙訓地域及び山城地域のいずれも該当している。

また、京都市・乙訓地域については、京都市立高校を含め、公立高校全体で考えていく必要があるため、京都市教育委員会と協議の上、検討する。

（※1）第1学年の入学者数が、基本計画において示した南部地域の望ましい学校規模の下限である6学級に相当する生徒数（240名）を下回った場合を基準とする。

(2) 北部地域（口丹、中丹、丹後地域）

口丹地域、中丹地域及び丹後地域において、それぞれ1学年3学級から5学級程度を編制するための生徒数を下回る学校（※2）が複数ある場合には、それぞれの地域内での検討を開始する。

なお、令和6年4月の入学時点において、口丹地域、中丹地域及び丹後地域のいずれも該当している。

（※2）北部地域においては、多くの学校が1学年5学級以下（学校全体で15学級以下）であることを考慮し、環境整備に努めているが、充実した教育活動の維持に向けては、一定規模の生徒や教職員の集団を維持する必要があるため、第1学年の入学者数が、3学級に相当する生徒数（120名）を下回った場合を基準とする。

5 学びの多様性への対応

不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒などを柔軟に受け入れつつ、幅広い生徒の個性や能力、学習ニーズや様々な将来の進路選択に応えていくため、次のとおり、検討を開始する。

(1) 柔軟な教育システムへの転換

全日制課程を単位制などによる柔軟な教育課程や、京都フレックス学園構想に基づく昼間定時制課程に転換することについて、検討を開始する。

(2) 定時制課程の見直し

定時制課程を、他の定時制課程（今後、新たに設置するものを含む）へ統合することについて、検討を開始する。

(3) 通信制課程の見直し

通信制課程設置校の変更、又は、新たな通信制課程の設置及び他の課程（全日制課程及び定時制課程）との併修など連携の在り方について、検討を開始する。

また、全日制課程及び定時制課程設置校を通信制課程の連携校（サテライト校）とすることも検討する。

6 検討方法

府教育委員会において具体的な内容を検討し、再編整備の方向性を明らかにした上で、府内各地域において、本府地域振興計画や各自治体の様々な取組、まちづくりとの関係性などを踏まえ、必要に応じて自治体など関係機関と調整を図るものとする。

7 検討結果

魅力ある府立高校づくり推進基本計画に基づき、地域別等による実施計画を段階的に策定することとする。

なお、各地域等の状況によって複数回に分けて策定することがある。

参考資料

■「府立高校の在り方ビジョン（令和4年3月策定）」（抜粋）

第2部 令和時代に対応した京都府の高校教育の在り方

I 基本的な考え方

2 府立高校の果たすべき役割

本府は地理的に見て南北に長く、人口の分布や交通の利便性などの生活環境が地域によって大きく異なる。すなわち、各府立高校を取り巻く環境も多様であると言える。

そうした地域の実情を踏まえつつ、府立高校においては、公教育の場として教育の機会を保障するとともに、選択肢の多様性を確保することを第一義的に捉え、幅広く多様な生徒を受け入れ、「すべての生徒が夢や希望を持ち、未来に向かっていきいきと学ぶことができる高校」を目指す。

II 魅力ある府立高校づくり

1 府立高校における魅力的な学びの充実

(4) スケールメリットや教育活動のバランスの良さを活かした魅力化の向上

府立高校には、生徒の幅広いニーズに対応する多様な特色ある課程・学科・コース等があり、スケールメリットを活かした教育活動を展開できることに強みがある。

（略）

さらに、生徒たちは「学習指導とその他の教育活動のバランスの良さ」を府立高校の魅力と感じていることから、学習面だけではなく、文化祭や体育祭、研修旅行等の学校行事や部活動などの教育活動についても充実させる必要がある。

3 多様なニーズに対応した柔軟な教育システムの充実

(1) 定時制・通信制教育の充実

不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒など、多様な生徒の学習ニーズに対応する学びの場として、京都フレックス学園構想に基づく柔軟な教育システムのさらなる充実を図るとともに、スポーツなど特定分野の活動等を中心としながら自分のペースに応じた高校生活を望むなど、生活スタイルや価値観等の多様化に対応した新たな教育環境の整備も必要である。

また、様々なメディアを利用した指導や自分のペースで学ぶことができるといった通信教育の特長を活かして、多様性のある学習機会や教育システムの構築など、新たな魅力のある府立高校づくりが求められる。

【目指す方向性】

- ② 異なる課程の併修による柔軟な教科・科目等履修制度の構築

- ・通信制課程と定時制課程・全日制課程との併修など、生徒の学習ニーズと課程の特長を活かした、柔軟な教科・科目等履修制度を検討する。

Ⅲ 魅力ある府立高校づくりに向けた教育制度等の改革

1 地域の実情等を踏まえた府立高校の在り方の検討

高校教育においては、教育活動全般にわたり、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて資質能力をはぐくむために、一定規模の生徒集団による教育環境を整備することが求められるが、地域の実情や生徒の実態に即した指導などを行うにあたって、小規模校や小さな集団による学びの形態が望ましい場合もある。

また、社会情勢や時代の変化に応じた多様な学習ニーズへの対応や各地域の将来を支える人材の育成、地域社会の活性化への貢献など、地域創生の核となる府立高校の社会的役割への期待にも応えていく必要がある。

(略)

生徒にとって魅力と活力ある教育環境をどのように提供することができるかという視点とともに、高校が地域において果たしている社会的・教育的役割、生徒の通学の利便性や地域の実情等を踏まえて、今後の府立高校全体における、学校や課程・学科等の在り方を検討していく。

【目指す方向性】

① 魅力ある府立高校づくりに向けた再編整備の検討

- ・府立高校の再編については、生徒数の減少のみに着目した一律的・機械的な基準を設けないことを前提としつつ、府内全域を対象に、地域の実情等を考慮しながら検討する。例えば、交通の利便性が高く、選択できる高校の多い地域については、一定規模の教育環境の確保や、学科等の選択肢をバランス良く配置するといった視点からの再編も検討する。
- ・生徒の学習ニーズ等にしっかりと応えられるよう、柔軟な教育システムの充実、ICTを活用した新たな学びの推進等の視点を踏まえて、定時制・通信制課程の再編や再配置を検討する。

■「魅力ある府立高校づくり推進基本計画（令和5年12月策定）」（抜粋）

第2章 今後の府立高校の在り方

1 全日制課程の魅力化と配置等の在り方

(4) 全日制高校の配置等の在り方

府内公立中学校3年生数は、直近では昭和62年度の40,698人をピークに減少し続け令和4年度には19,144人と約半減している。一方で、府立高校の学校数はほぼ変わらない状況にある。

府立高校全日制課程の第1学年募集定員による学級数は、平成25年度選抜時には6学級から9学級の高校が中心であったが、令和4年度選抜時には5学級から7学級の高校が中心となるなど中学校3年生数の減少に伴い府立高校全体で小規模化が進行している。

府内公立中学校卒業生数は、府内全域で今後も減少する見通しで、特に北部地域（口丹、中丹、丹後地域）において顕著な減少となる見込である。

<南部地域（京都市・乙訓、山城地域）の状況>

- ・通学利便性が比較的高く、公立高校の他に私立高校が多数存在しており、通学可能な範囲に多様な選択肢がある。
- ・多くの府立高校において、1学年6学級から8学級（学校全体で18学級から24学級）規模である。
- ・公立中学校3年生数の将来推移は、比較的緩やかに減少し続ける見通しである。

<北部地域（口丹、中丹、丹後地域）の状況>

- ・府立高校は広い地域に点在し、公共交通機関の運行状況によって通学に利用できる交通手段も限られるため、通学可能な範囲での選択肢は南部地域よりも限定的である。
- ・多くの府立高校において、1学年5学級以下（学校全体で15学級以下）の規模である。
- ・公立中学校3年生数の将来推移は、地域によって減少傾向に違いがあるが、今後10年間では地域全体で顕著に減少する見通しである。

学校の小規模化が進行することに伴って、一般的な全日制高校では教育活動に対する次のような課題が生じることとなる。

- ・標準・発展など生徒の進路希望や学力に対応したクラス編制や授業での講座展開が難しくなる。
- ・習熟度別指導など学級の枠を超えた多様な指導形態をとることが難しくなる。
- ・グループで取り組む探究活動等の協働的な学習において、取り上げる課題や授業展開に制約が生じる。
- ・様々な生徒が集まり、個性の違いや多様性を認め合い、人を思いやり尊重する

などの人間関係の形成を行う機会が持ちにくくなる。

- ・クラスや学年の枠を超えて取り組む文化祭や体育祭などの学校行事、生徒会活動や部活動の内容や種類が限定的になり、切磋琢磨する教育活動が困難となる。

一方で、アンケート結果では、在籍する府立高校の魅力及び高校選択時に期待していたことについて、学習指導・進路指導の充実、学校行事（文化祭、体育祭、研修旅行等）や部活動、友人等との人間関係の構築であると生徒の多くが回答している。

上記の課題を解消し、生徒の期待に応えるためには、地域の実情を考慮しつつ、一定の学校規模を維持する必要がある。

【基本方針】

- 南部地域と北部地域の実情の違いを考慮しながら、学習指導と部活動や学校行事などの教育活動のバランスの良い高校教育が提供できるよう、学校の配置及び学校規模を見直す。

- ・ 南部地域（京都市・乙訓、山城地域）

1学年6学級から8学級程度（学校全体で18学級から24学級）を望ましい学校規模とし、地域内での通学利便性や学科を含む高校の設置状況、公立中学校3年生数の将来推移などを総合的に判断して、各地域内における学校の配置及び各校の使命や特色を見直す。ただし、学校規模の一律的・機械的な平準化は行わない。

- ・ 北部地域（口丹、中丹、丹後地域）

地元地域からの入学状況等も含めて総合的に判断し、更なる小規模化により生じる教育活動の課題を解消するために、ICTの利活用を進め、各地域内における学校の配置及び各校の使命や特色を見直す。

- 学校配置の見直しにあたっては、政府統計による高校生の平均通学時間を目安として考慮する。ただし、地理的条件等を踏まえ総合的に判断する。

（略）

2 定時制・通信制課程の魅力化と配置等の在り方

定時制・通信制課程においては、社会情勢や時代の変化とともに、本来の設置趣旨である勤労青年に対する高校教育の機会を保障する場から、小・中学校等で不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒、外国にルーツを持つ生徒など、多様な生徒が学ぶ場へと大きく変化している。

アンケート結果からも、定時制課程に在籍する生徒の多くは、少人数での学習指導等により全日制課程よりもゆったり学べることに魅力を感じており、京都フレックス学園構想による昼間定時制単独高校には、旧来の昼間定時制高校に比べて多くの生徒が進学を希望している。

通信制課程では、テレビ放送やインターネット等を利用するなど様々なメディアを利用した指導や自己のペースで学ぶことができるといった特長がある。

近年、これらの通信教育の特長とともに、多様な生徒の学習ニーズ、生活スタイルや価値観の多様化等を背景に、全国的に通信制高校への入学者が増加している。

【基本方針】

○ 京都フレックス学園構想による成果・課題を踏まえ、各地域における生徒の状況やニーズに応じて、定時制課程の配置を見直す。

その際、現在の定時制課程が果たしている役割、全日制課程との関連性等も考慮して検討する。

○ 通信制課程では、通学による対面指導と ICT を活用したオンライン指導とによるハイブリッド型の学習、転・編入制度の弾力化、通信制課程での履修科目を全日制課程・定時制課程で単位修得可能とするなど他課程との連携を含めた、新しい教育システムの構築を推進する。

3 柔軟な教育システムによる魅力化

(1) 新しいスタイルの全日制高校

全日制課程には大多数の生徒が在籍しており、幅広い生徒の個性や能力、学習ニーズや様々な将来の進路選択等に応えていくことが必要である。

また、義務教育段階で個性や能力が十分に発揮できていなかった生徒など、全日制課程においても在籍する生徒のニーズは多様化している。

高等学校学習指導要領では、卒業までに修得させる単位数は74単位以上と規定されている。一方、全日制課程は週当たり30単位時間を年間で履修することが標準とされており、全日制課程の修業年数である3年間に換算すると、卒業までに90単位程度履修することとなる。

生徒が学習意欲を高め、主体的に学びに向かうことができるように、卒業までに修得させる単位数を見直すなどの工夫が必要である。また、生徒が自身の個性や特異な才能を伸ばすことができる柔軟な学習スタイルの確立や、キャリア教育の実践など特色ある学校の在り方も重要である。

【基本方針】

○ 単位制による柔軟な教育課程を活かし、生徒の挑戦をサポートする新しいスタイルの全日制高校を設置する。

(略)

○ 新しいスタイルの全日制高校は、京都フレックス学園構想による昼間定時制単独高校との関係性を踏まえて、地域バランスを考慮した配置を検討する。

府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想の策定について

令和 7 年 3 月
教育委員会

1 趣 旨

令和 4 年 3 月策定の「府立高校の在り方ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）において、学びを支える教育環境の充実のため、老朽化が進んでいる施設・設備等について、計画的に整備・更新を行う必要があることや、中長期的なニーズや課題を見据えて、魅力ある学びを支える環境の整備が必要であることを示した。

また、令和 5 年 12 月策定の「魅力ある府立高校づくり推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、学校施設等の整備として、「府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想（仮称）」の策定などの基本方針を示した。

今後、ビジョン及び基本計画に基づき実施していく高校改革を、施設・設備面から実現するために、安心安全かつ生徒にとって魅力的な環境の整備に向け、策定するものである。

2 内 容

第 1 章 構想の趣旨等

- 1 構想の趣旨
- 2 施設・設備整備の進め方

第 2 章 施設・設備整備の方向性

- 1 学校の使命や特色に応じた整備
- 2 学校、学科の配置見直し等に必要となる整備
- 3 安心・安全で快適な教育環境づくりのための整備

※詳細は別添案のとおり

3 今後の予定

令和 7 年 3 月 教育委員会において報告

府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想

(案)

令和7年3月策定

京都府教育委員会

目次

第1章 構想の趣旨等

- 1 構想の趣旨 1
- 2 施設・設備整備の進め方 1

第2章 施設・設備整備の方向性

- 1 学校の使命や特色に応じた整備
 - (1) 新たな学びを支える教育環境の充実 2
 - (2) 地域産業を支える職業学科の教育環境の充実 2
 - (3) 多様な生徒のニーズに対応できる教育環境の充実 3
 - (4) スポーツ・文化芸術活動に係る教育環境の充実 3
- 2 学校、学科の配置見直し等に必要となる整備 5
- 3 安心・安全で快適な教育環境づくりのための整備 6

参考資料

- 府立高校の在り方ビジョン（抜粋） 7
- 魅力ある府立高校づくり推進基本計画（抜粋） 9

第1章 構想の趣旨等

1 構想の趣旨

本府では、新しい時代の魅力ある府立高校づくりに向けた中長期的な基本的方向性や目指す将来像を示すため、令和4年3月に「府立高校の在り方ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、本府における高校教育の一層の充実に向け、具体的な施策を推進している。

ビジョンにおいて、学びを支える教育環境の充実のため、老朽化が進んでいる施設・設備等について、計画的に整備・更新を行う必要があることや、中長期的なニーズや課題を見据えて、魅力ある学びを支える環境の整備が必要であることを示したところである。

また、令和5年12月に「魅力ある府立高校づくり推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、その中で学校施設等の整備について、基本方針を示したところである。

本構想は、府教育委員会として、ビジョン及び基本計画に基づき実施していく高校改革を、施設・設備面から実現するために、安心安全かつ生徒にとって魅力的な環境の整備に向け、策定するものである。

なお、本構想については、ビジョン及び基本計画の改定等と合わせた見直しを行うこととする。

2 施設・設備整備の進め方

今後、実施していく高校改革に合わせて、必要となる施設・設備の整備を進めるとともに、各高校の実情に応じた整備を進めていくこととする。

第2章 施設・設備整備の方向性

1 学校の使命や特色に応じた整備

(1) 新たな学びを支える教育環境の充実

各学校の社会的役割等を再定義したスクール・ミッションにおいて、それぞれの使命や特色に応じ、育成を目指す人材を示したところであるが、スクール・ミッションの実現に向けては、地域や企業、大学等との連携や探究活動、国際交流活動などの教育内容の更なる充実が必要であり、そのための施設・設備の整備を進める。

なお、ICT を活用した文理横断的・探究的な学びの強化に必要な教育環境の整備については、文科省事業の「高等学校DX加速化推進事業」と連携しつつ、整備を進める。

【整備を想定する学校】

全ての高校

【想定される施設・設備】

探究活動に活用する教室の整備（可動式の机・椅子の設置、壁面ホワイトボード、大型スクリーン 等）

地域連携ルームの整備

国際交流ルームの整備 等

(2) 地域産業を支える職業学科の教育環境の充実

職業教育を主とする学科（以下、「職業学科」という。）設置校においては、京都の地域産業を支える人材の育成に加えて、高等教育機関等と連携した学びを深め、スペシャリストとなる人材の育成を目指して、意欲や目的意識の高い生徒が切磋琢磨できるよう、より充実した教育環境を整備することが重要である。

このため、より質の高い職業学科の学びに応じた教育活動を実践できるよう、産業教育に係る施設・設備の整備を進める。

【整備を想定する学校】

職業学科設置校

【想定される施設・設備】

次の職業学科に関連する施設・設備 等

(農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉)

(3) 多様な生徒のニーズに対応できる教育環境の充実

多様な入学動機や希望進路、学習経験等といった様々な背景のある生徒や特別な支援を要する生徒など、多様な生徒のニーズに対応するためには、生徒一人一人が安心して過ごすことのできる教育環境を整備することが重要である。

全ての生徒が充実した学校生活を実現することができるよう、様々な場面で生徒が健やかに過ごすことができるスペースの整備を進める。

【整備を想定する学校】

単位制などによる柔軟な教育課程へと転換する高校

京都フレックス学園構想に基づく昼間定時制課程へと転換する高校 等

【想定される施設・設備】

クールダウンスペース

個別学習室

休憩時間等の居場所空間の整備 等

(4) スポーツ・文化芸術活動に係る教育環境の充実

生徒一人一人が生き生きとした高校生活を過ごすことができるよう部活動の活性化を図るとともに、質の高いスポーツや文化・芸術活動の展開による各校の特色化を進めることができるよう、部活動に係る施設・設備の整備を進める。

また、府立高校が有する資源を地域社会に提供するとともに、地域コミュニティの拠点を創出し、地域とともにある開かれた府立高校づくりを推進するため、開放型地域クラブに関する施設・設備の整備を進める。

【整備を想定する学校】

普通科スポーツ総合専攻及び体育に関する学科設置校
部活動推進校
開放型地域クラブ設置校 等

【想定される施設・設備】

体育館や格技場等の空調整備
グラウンドの芝生化
楽器などの部活動関係備品の購入
防音ルームの設置 等

2 学校、学科の配置見直し等に必要となる整備

「すべての生徒が夢や希望を持ち、未来に向かっていきいきと学ぶことができる高校」を目指し、魅力ある府立高校づくりに向けた再編整備を進めるに当たり、各学校の使命や特色に応じた教育活動を展開するために必要となる施設・設備の整備を総合的に進める。

【整備を想定する学校】

再編整備対象校

【想定される施設・設備】

大規模改築、大規模改修

校地間の移動手段の確保 等

3 安心・安全で快適な教育環境づくりのための整備

各学校において安心・安全でかつ快適な教育環境を確保するとともに地域の避難所としての役割を果たすために必要となる施設・設備の整備を進める。

【整備を想定する学校】

全ての高校

【想定される施設・設備】

体育館空調の整備

特別教室空調の整備

トイレの洋式化

多目的トイレの更新 等

参考資料

■「府立高校の在り方ビジョン(令和4年3月策定)」(抜粋)

第2部 令和時代に対応した京都府の高校教育の在り方

II 魅力ある府立高校づくり

1 府立高校における魅力的な学びの充実

(7) 学びを支える教育環境の充実

学校教育に必要な機能や安全かつ快適な教育環境を確保するため、老朽化が進んでいる施設・設備等については、計画的に整備・更新を行う必要がある。

アンケート調査の結果においても、生徒の多くが学校施設・設備の改善を望んでいることが顕在化した。財源等の課題はあるものの、「京都府教育施設個別施設計画」に基づく計画的な整備を進めるとともに、教育のデジタル化による新時代の学び、地域産業を支える職業教育等の充実や特別な支援を要する生徒の増加状況などといった中長期的なニーズや課題を見据えて、魅力ある学びを支える環境の整備が必要である。

(略)

【目指す方向性】

① 新たな学びを支えるICT教育環境の充実

- ・個別最適な学びの実現に向け、ネットワーク環境を含むハードとソフト両面でのICT教育環境の充実を図る。
- ・生徒1人1台の学習者用端末(タブレット)の導入に伴う購入支援制度の充実を図る。

② 地域産業を支える職業学科の教育環境の充実

- ・地域産業を支える人材育成に向け、職業学科設置校における産業教育設備の整備・更新や、地元企業等の施設・設備を実習等の学びの場として活用すること、寮の再整備などを進める。
- ・特色ある教育内容等により、府外からも積極的に生徒を募集(全国募集)する。

③ 多様な生徒の学習ニーズに対応できる教育環境の充実

- ・多様な入学動機や希望進路、学習経験等といった様々な背景のある生徒や

特別な支援を要する生徒など、多様な生徒の学習ニーズに対応した学びの充実に向け、府立学校（高校、特別支援学校）における教育環境の整備を推進する。

④ 最適な学びを支える良質な空間の整備

- ・空き教室等を有効活用し、各高校の実情に応じた生徒たちの「憩いの場」や、学校と地域の方々との「交流の場」等の設置を推進する。

（略）

■「魅力ある府立高校づくり推進基本計画（令和5年12月策定）」（抜粋）

第2章 今後の府立高校の在り方

4 学校施設等の整備

学校教育に必要な機能や安全かつ快適な教育環境を確保するため、老朽化が進んでいる施設・設備等は、計画的に整備・更新を行う必要がある。

これまでから、大規模改修やトイレの洋式化など学校施設の計画的な整備を進め、また、喫緊課題の老朽化した空調設備について、普通教室等の空調設備更新を大幅に加速させるなど、安心安全な教育環境づくりに努めてきた。

アンケート結果においても、生徒の多くが施設・設備に対する改善を望んでいる。財源等の課題はあるものの、計画的な整備を進めるとともに、教育のデジタル化による新時代の学び、地域産業を支える職業教育等の充実などといった中長期的なニーズや課題を見据えて、魅力ある学びを支える環境整備が必要である。

【基本方針】

- 生徒が意欲をもって学びたくなる魅力ある教育環境とするため、新たに「府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想」（仮称）を策定し、学校の使命や特色に応じた施設・設備の充実や、学校、学科の配置見直しに必要な重点的な整備を進める。
- 京都産業を牽引する職業人の育成を担う職業学科設置校では、意欲や目的意識の高い生徒が切磋琢磨できるよう、より充実した教育環境にするため、寮や産業教育設備など特色ある施設等の整備を推進する。
- 校舎の大規模改修など、学校施設の長寿命化対策を進めるとともに、空調設備の整備、トイレの洋式化など、快適な教育環境づくりを計画的に推進する。

教職員の働き方改革推進計画の策定について

令和 7 年 3 月
教育委員会

1 策定の趣旨

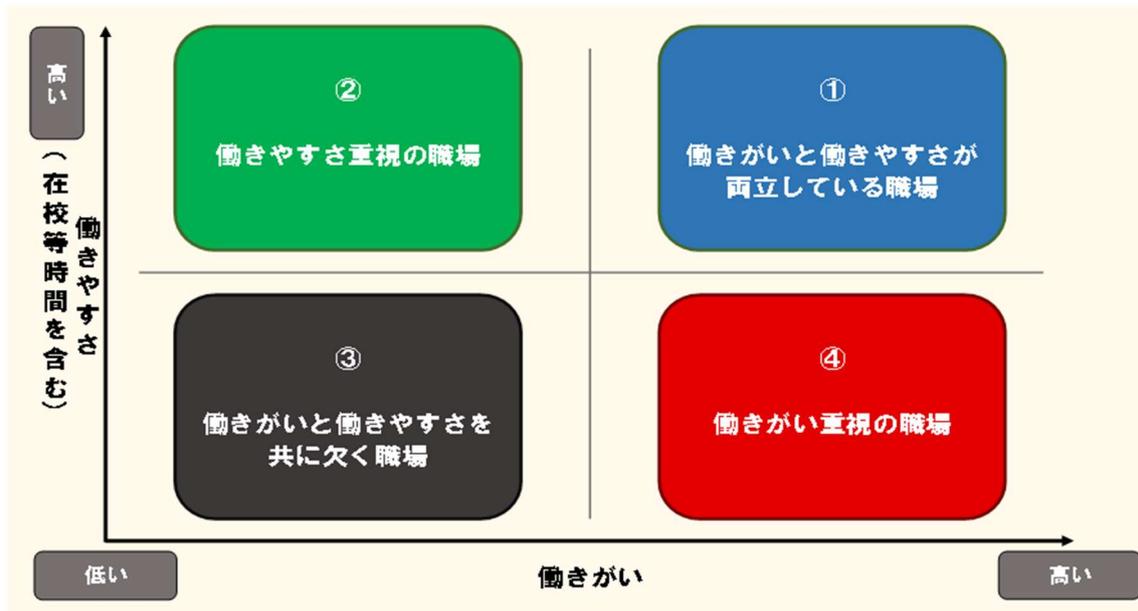
平成 30 年 3 月に策定した「教職員の働き方改革実行計画」（令和 3 年 3 月改定）に基づき、教職員の働き方改革を進めてきた結果、令和 5 年度に実施した教員勤務実態調査の結果では、教員の 1 週間当たりの在校等時間は平成 29 年の結果と比較して約 3 時間減少したが、1 週間当たりの時間外在校等時間が 20 時間以上（1 か月に換算すると 80 時間以上）の教員の割合は依然として多い状況にある。

こうした状況や、令和 6 年 8 月に中央教育審議会において取りまとめられた「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」等を踏まえ、「教職員の働き方改革推進計画」を策定する。

2 計画の方向性等（計画 8～10 ページ）

(1) 目指す方向性

在校等時間の削減にあたって、教員が働きがい高めつつ、働きやすさも両立している学校を目指した働き方改革を推進する。



(2) 計画期間

令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）

(3) 取組方針（計画 9～10 ページ）・取組指標（計画 13～14 ページ）

①時間外在校等時間の削減

- ・計画期間に関わらず速やかに全教職員の時間外在校等時間月 45 時間以内
- ・月 80 時間を超える教職員をゼロにすることが最優先

②働きがいの向上

次の項目で肯定的な回答を示した割合の改善

- ・仕事に関連する充実した心理状態（ユトレヒト・ワーク・エンゲージメント尺度）
- ・自己研鑽の機会の確保の状況 等

③働きやすさの向上

次の項目で肯定的な回答を示した割合の改善

- ・気分障害や不安障害のスクリーニング調査（K 6）
- ・不眠症のスクリーニング調査（アテネ不眠尺度） 等

3 重点的な取組（計画 10～13 ページ）

教員の働きがいに考慮し、学校の実情を踏まえながら、様々な取組を複合的に実施する。

授業・学級経営関係	・教科担任制や京都式少人数教育の推進等による負担軽減 ・初任者の育成・支援によるサポート体制の強化 等
部活動関係	・地域クラブ活動の推進による土・日曜日の在校等時間の縮減 ・部活動指導員の活用による在校等時間の縮減 等
生徒指導、保護者対応等関係	・スクールカウンセラー等の専門スタッフの体制拡充による負担の軽減 等
学校行事、学校経営、事務等関係	・校務に係るシステム化の推進による業務の改善 ・生成 A I を活用した業務改善の検討 等
働きやすい環境づくり関係	・始業日・終業日の見直しによる業務時間の確保や自己研鑽の機会の創出 ・相談体制の整備や研修の実施によるメンタルヘルスの向上 等

4 進捗管理等（計画 14～15 ページ）

業務を事務・作業単位で洗い出す実践推進校（パイロット校）を指定し、府教育委員会の職員等で構成するワーキングチームとともに、大学教授等の専門家の助言を受けながら、改善策の実施・検証を行い、実践から得られた成果を他の学校へ広く展開するなど、各市町（組合）教育委員会、各学校と一体となって働き方改革を推進する。

また、管理職のマネジメント能力向上に向けた支援を実施する。

5 今後の予定

令和 7 年 3 月 教育委員会において報告